

**国別障害関連情報**  
**パキスタン・イスラム共和国**

**独立行政法人**  
**国際協力機構（JICA）**

**令和3年2月**  
**（2021年2月）**

**株式会社国際開発センター**  
**株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング**

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報  
 パキスタン・イスラム共和国  
 目次

1. 基礎指標 .....	5
1-1. 基礎指標 .....	5
1-2. 障害に関する指標.....	6
2-1. 障害関連行政制度.....	11
2-2. 障害関連法律の詳細.....	17
2-3. CRPD 批准による対応状況 .....	26
2-4. 障害関連施策の状況.....	26
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況 ..	40
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	41
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	42
3. 障害関連団体の活動概況.....	46
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	46
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	47
4. 参考資料 .....	49

図表目次

図 1 連邦人権省組織図 ..... 11

表 1-1 障害統計に係る各種調査データ ..... 8

表 1-2 障害種別・性別統計（人） ..... 8

表 1-3 地域別統計 ..... 9

表 1-4 ワシントン・グループ質問紙セットを利用した調査結果概要 ..... 10

表 2-1 地方政府の障害関連担当部局の概要 ..... 12

表 2-2 中央・地方レベルにおける障害者リハビリテーション評議会の概要 ..... 14

表 2-3 その他の障害関連担当機関 ..... 15

表 2-4 BMF と NP2002 の比較 ..... 22

表 2-5 政府から無償提供された自助具、支援機器及び支援金受給者数 ..... 27

表 2-6 障害児の教育にかかる歴史 ..... 28

表 2-7 特別支援教育機関数・生徒数・教員数（人）（2005） ..... 30

表 2-8 中央・地方政府による各種社会サービスプログラム ..... 34

略語表

AJK	Azad Jammu Kashmir	アーザード・ジャンム・カシミール (地域)
APCD	Asia-Pacific development center on disability	アジア太平洋障害者センター
APWA	All Pakistan Women's Association	全国パキスタン女性協会
BHU	Basic Health Unit	ベーシック・ヘルス・ユニット
BISP	Benazir Income Support Program	ベナジール収入支援プログラム
BMF	Biwako Millennium Framework	びわこミレニアム・フレームワーク
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of Children	児童の権利に関する条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
CRW	Community Rehabilitation Worker	コミュニティ・リハビリテーション・ワーカー
DGSE	Directorate General of Special Education	特別支援教育局
DFID	Department For International Development	英国国際開発省
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
GB	Gilgit Baltistan	ギルギット・バルティスターン (地域)
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICT	Islamabad Capital Territory	イスラマバード首都管轄区
IDA	International Disability Alliance	国際障害同盟
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
IT	Information Technology	情報技術
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
KP	Khyber Pakhtunkhwa	ハイバル・パフトウンハー (州)
NCRDP	National Council for the Rehabilitation of Disabled Persons	国家障害者リハビリテーション評議会
NCSW	National Committee on the Status of Women	女性の地位にかかる全国委員会
NCSW	National Council of Social Welfare	国家社会福祉評議会
NFWWD	National Forum of Women with Disabilities	障害のある女性障害者全国フォーラム
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NIRM	National Institute of Rehabilitation Medicine	国立リハビリテーションセンター
NISE	National Institute of Special Education	国立特別支援教育研究所
NP2002	National Policy for Persons with Disabilities,	障害者国家政策 (2002)
NPA2006	National Plan of Action for implementation of NP2002	障害者国家政策 (2002) 実施移行のための国家活動計画 (2006)

PCRDP	Provincial Council for the Rehabilitation of Disabled Persons	州障害者リハビリテーション評議会
PPAF	Pakistan Poverty Alleviation Program	パキスタン貧困削減プログラム
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
STEP	Special Talent Exchange Program	ステップ(障害当事者団体名)
UNDP	United Nations Development Programme	国際連合開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国際連合人口基金
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関

## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標<sup>1</sup>

国民一人当たりの GDP	1,284.70 米ドル	2019 年
--------------	--------------	--------

### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	2.90 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	2.90 %	2017 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.64 %	2016 年

### 人口

総人口	216,565,320 人	2019 年
男性人口比率	51.5 %	
女性人口比率	48.5 %	
都市人口比率	37.0 %	
農村人口比率	63.0 %	
出生時平均余命（全体）	67.1 歳	2018 年
男性	68.1 歳	
女性	66.2 歳	

### 保健医療

栄養不足蔓延率	12 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	41 人	2019 年

### 教育

教育制度 <sup>2</sup>		
初等教育年数	5 年	2020 年
義務教育年数	12 年	2019 年
成人識字率（全体）	59 %	2017 年
男性	71 %	
女性	47 %	

<sup>1</sup> 世界銀行 (<https://data.worldbank.org/indicator> (参照 2020-12-08)) に基づく。

<sup>2</sup> パキスタンの教育制度は、初等教育 5 年、中等教育 3 年、高等教育 2 年である。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	94 %	2018 年
男子	102 %	2019 年
女子	88 %	2019 年
中等教育（総就学率）		
全体	43 %	2018 年
男子	47 %	2019 年
女子	41 %	2019 年
高等教育（総就学率）		
全体	9 %	2018 年
男子	10 %	
女子	8 %	

## 雇用

失業率（全体）	4.4 %	2020 年
男性	4.2 %	
女性	5.3 %	

## 1-2. 障害に関する指標

### 1-2-1. 障害の定義

パキスタン・イスラム国（以下、「パキスタン」）障害の定義は国レベル（連邦政府）及び地方レベル（州・地域政府<sup>3</sup>）ごとに決められている。それぞれの政府による定義を以下に示す。

#### 【連邦政府】

障害者（雇用とリハビリテーション）法（1981）（以下、「1981 年法」）は障害者を「負傷、疾病、先天的変形のために、生活のために有給の仕事をする際にハンディキャップを負っている人」を意味し、盲、ろう、肢体不自由、知的障害のある人を含む」と定義している。

#### 【イスラマバード首都管轄区（Islamabad Capital Territory。以下、「ICT」）】

ICT 障害者権利法（2020）は障害を「人の移動、感覚もしくは活動を制限する、長期間にわたる身体的もしくは精神的な状況を意味し、身体的、精神的、知的、発達異常もしくは感覚的な機能障害を含む。また、日々の活動と他者との相互作用に平等に完全かつ効果的に参

<sup>3</sup> パキスタンは4つの州（パンジャーブ、シンドゥ、KP 並びにバローチスターン）、2つの地域（GB、AJK）並びにイスラマバード首都管轄区からなる。本報告書においては、州政府及び地域政府の総称を「地方政府」と呼ぶこととする。

加することに関して妨げとなる」ものと定義している。

【パンジャーブ州 (Punjab)】

障害者州法は制定されておらず、障害の定義は存在しない。

【シンドゥ州 (Sindh)】

シンドゥ障害者エンパワメント法 (2018) は障害を「肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、発達障害、知的障害、慢性的な神経学的状態 (Neurological Condition) によって引き起こされる障害<sup>4</sup>、重複障害等」と定義している。

【ハイバル・パフトゥンハー州 (Khyber Pakhtunkhwa。以下、「KP 州」)】

障害者州法は制定されておらず、障害の定義は存在しない。

【バローチスターン州 (Balochistan)】

バローチスターン州障害者法 (2017) は障害を「人の移動、感覚もしくは活動を制限する、身体的もしくは精神的な状況を意味し、身体的、精神的、知的もしくは感覚的な機能障害を含む。また、さまざまな身体的・心理的障壁と相互作用し、日々の活動と他者との相互作用に平等に完全かつ効果的に参加することに関して、そのような条件に苦しむ人々の妨げとなる」ものと定義している。

【ギルギット・バルティスターン地域 (Gilgit Baltistan。以下、「GB 地域」)】

ギルギット・バルティスターン障害者法 2019 における定義はバローチスターン州障害者法 2017 と同じ。

【アーザード・ジャンム・カシミール地域 (Azad Jammu Kashmir 以下、「AJK 地域」)】

障害者州法は制定されておらず、障害の定義は存在しない。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

1998 年の国勢調査結果が公開されている最新情報である<sup>5</sup>。2017 年に国勢調査、2019-2020 年度に社会生活基準測定調査<sup>6</sup>が実施されているが、障害に関する項目は含まれていない<sup>7</sup>。他方、国連障害者権利条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」) の国連権利委員会に提出した政府報告 (以下、「政府報告」) においては国勢調査にこれらの項目が含まれていることを示唆するような記述がみられる。最新情報としては、2017-2018

<sup>4</sup> 多発性硬化症、パーキンソン症候群、認知症並びにアルツハイマー病等。

<sup>5</sup> 政府報告

<sup>6</sup> <http://www.pbs.gov.pk/>

<sup>7</sup> 2017 年の国勢調査結果は未公開。

年に実施された人口統計保健調査において、障害の程度・性別・年齢・教育レベル別の報告がなされている。これまでに実施された政府関連機関及び研究者による障害に関する調査について、以下の表に示す。

表 1-1 障害統計に係る各種調査データ

実施年	障害者比率 (%)	調査名称	対象障害
1961	0.34	国勢調査	全盲・全ろう・肢体不自由
1973	0.80	住宅/経済/人口統計調査	全盲・全ろう・肢体不自由
1981	0.45	国勢調査	視覚・聴覚・肢体不自由・知的・精神病
1984	4.90	国民調査	視覚・聴覚・肢体不自由・知的・精神病
1986	2.50	首都&周辺障害者調査	視覚・聴覚・肢体不自由・知的・精神・重複・その他
1998	2.49	国勢調査	視覚・聴覚・肢体不自由・知的・精神・重複
2012	12.0	障害者調査	全障害
2017	13.0	人口統計保健調査	全障害
2019	11.2	障害児調査	全障害（ワシントン・グループ質問紙セット利用）

出所：政府報告、Pauline R. et al (2018)並びに各種参考資料を基に調査チームが作成

### 1-2-3. その他統計

表 1-2 障害種別・性別統計（人）

性別	合計	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	精神障害	知的障害	重複障害	その他
全体	3,286,630	264,762	244,254	622,025	210,129	249,823	270,381	1,425,256
男性	1,915,102	145,656	139,168	379,989	119,139	134,489	140,393	856,268
女性	1,371,528	119,106	105,086	242,036	90,990	115,334	129,988	568,988

出所：国勢調査 1998（政府報告）を基に調査チームが作成

表 1-3 地域別統計<sup>8</sup>

州/地域	男性		女性		合計	
	障害者数	%	障害者数	%	障害者数	%
パンジャーブ州	1,073,840	2.8	752,783	2.1	1,826,623	2.5
シンドゥ州	530,00	3.3	398,800	2.8	929,400	3.1
KP州	221,983	2.4	153,465	1.8	375,448	2.1
バローチスターン州	83,420	2.4	63,001	2.1	146,421	2.2
GB地域	12,235	2.6	9,470	2.2	21,705	2.5
AJK地域	46,465	3.1	34,137	2.3	80,333	2.7
合計	1,918,705	2.8	1,373,350	2.2	3,292,055	2.5

出所：国勢調査 1998（政府報告）及び統計局国勢調査データを基に調査チームが作成

なお、政府主導の調査ではないが、パキスタンにおいては一部の障害児にかかる調査において障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットが利用されており、代表的な二つの調査については以下のような概要となっている。また、今後の計画として 2020-2021 年度の社会生活基準測定調査及び労働力調査においてもワシントン・グループの質問紙セットが採用されることとなっている。

<sup>8</sup> ICT については情報が無い。また、現在は KP 州に統合された連邦直轄部族地域 (Federally Administered Tribal Area : FATA) は、国勢調査実施当時は独立して存在していたが情報が無い。

表 01-4 ワシントン・グループ質問紙セットを利用した調査結果概要

	Annual Status of Education Report <sup>9</sup> (ASER)	Teaching Effectively All Children <sup>10</sup> (TEACh)
障害関連調査にかかるとの情報	ワシントン・グループ短縮質問セットに加えて、旧バージョンの「理解」「記憶」を付け加えた質問セット	ワシントン・グループの5歳から17歳用の通常質問セット
聞き取り対象者	親もしくはケアする者	親もしくはケアする者
困難・障害にかかる質問表現 (例: 視覚)	あなたの子どもは同じ年齢の子どもに比べて見ることに困難がありますか? a. 困難はありません b. いくらか困難があります c. かなり困難があります d. まったく見えません	(子どもの名前) は眼鏡をかけていますか? (はい/いいえ) かけている場合、その子どもは見ることに困難がありますか? a. 困難はありません b. いくらか困難があります c. かなり困難があります d. まったく見えません
対象児 (8歳から12歳)	パンジャーブ州内の22,000人の子ども	パンジャーブ州中央部に位置する3ディストリクト <sup>11</sup> の1,549人の子ども
見る	✓	✓
聴く	✓	✓
歩く	✓	✓
セルフケア	✓	✓
他者の話の理解	✓	✓
学ぶ		✓
覚える	✓	✓
行動を制御する		✓
集中する		✓
変化を受け入れる		✓
友人をつくる		✓
心配する		✓
悲しむ		✓
障害児率 (c及びbに該当する中度・重度障害のある子ども)	1%	11.2%

出所: Singal, N. et al. (2018) を基に調査チームが作成

<sup>9</sup> 隣国インドにおいて始まった教育プログラム。2009年からパキスタンにおいて南アジア教育開発フォーラム (South Asian Forum For Education Development: SAFED) と連携して活動開始。

<sup>10</sup> 英国ケンブリッジ大学によって2015年から2018年に実施された研究事業。パキスタン及びインドを対象としており、パキスタンでは開発・経済代替案研究所 (Institute of Development and Economic Alternatives: IDEAS) との連携事業であった。https://www.educ.cam.ac.uk/centres/real/researchthemes/teachingandlearning/effectiveteaching/ (2020年12月26日参照)

<sup>11</sup> District の和訳は群と県が統一されていないため、「ディストリクト」と表記する。

## 2. 障害関連政策

### 2-1. 障害関連行政制度<sup>12</sup>

2010年憲法第18次改正時には、中央政府から州に権限移譲が行われ、障害関連政策についても州及び地域政府が管轄することとなった。関連行政制度については以下のとおり。

#### 【連邦政府】

機関名	概要
人権省	パキスタンにおけるCRPDを含む人権に関する国際的義務と国内の法制度・政策の調整・実施・モニタリングの責任を担っており、連邦政府・州及び地域政府の関連省庁との連携を促進する役割を持つ。首都イスラマバードに本部、4州の州都に支部を置く。なお、2010年の連邦から州への地方分権により、連邦政府のほとんどの省庁が解体される中、国家社会福祉評議会、国家障害者リハビリテーション評議会及び草の根レベルの国立機関が2019年に人権省の管轄下に入った。

なお、2010年以前は、連邦政府社会福祉・特別支援教育省の特別支援教育局が障害関連法律、政策並びに行動計画に関するフォーカルポイントとなっていた。同省解体後に、特別支援教育局は首都行政開発局（Capital Administration and Development Division : CADD）の傘下に入ったが、再び国レベルの機関として連邦政府人権省の直轄機関となった。

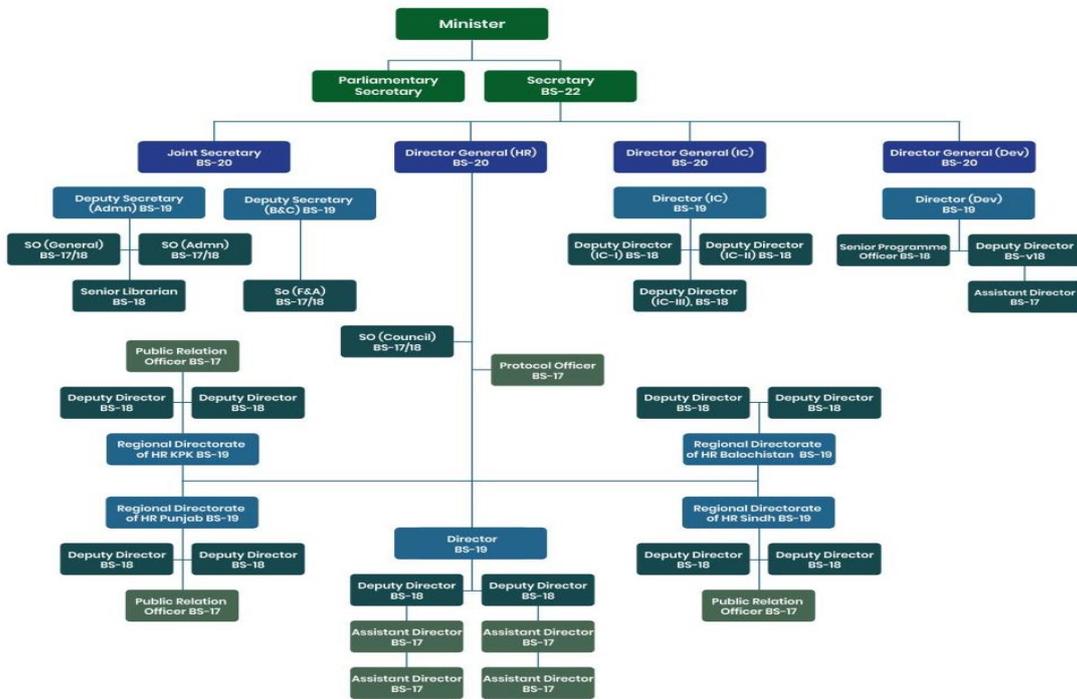


図1 連邦人権省組織図

出所：連邦人権省ウェブサイトより転載

<sup>12</sup> 政府報告に基づいて記載

【地方政府】

表 2-5 地方政府の障害関連担当部局の概要

No.	地方政府／行政機関	概要
1	パンジャーブ州／社会福祉局 (Punjab Province / Social Welfare Department)	障害者の登録・アセスメント・訓練・雇用・リハビリテーションのほか、社会福祉機関にかかる登録・技術支援・モニタリング、施設ケア・技術訓練・リハビリテーションを含む社会保護、貧困・差別等の排除、麻薬コントロールと麻薬中毒者のリハビリテーションに従事する非政府組織（Non-Government Organization。以下、「NGO」）との調整と無償資金協力、災害・緊急時の救済、貧しい人々への資金支援を担う。
2	パンジャーブ州／特別支援教育局 (Punjab Province / Directorate of Special Education)	インクルーシブ教育の促進のほか、特別支援教育にかかる法制度・政策の策定、教員養成・カリキュラム開発、障害児の教育・職業訓練の提供、スポーツイベント開催・モデルセンター/研究機関/データベース設置、社会統合のための啓発活動実施等を担う。
3	シンドウ州／社会福祉局 Sindh Province / Department of Social Welfare	障害児・者を含む社会的弱者対象としたサービスを提供する。
4	シンドウ州／障害者エンパワメント局 Sindh Province / Department of Empowerment of Persons with Disabilities	障害児・者に特化したサービスを提供する。
5	KP 州／ザカート <sup>13</sup> ・ウシュル <sup>14</sup> ・社会福祉・特別支援教育・女性エンパワメント局 (KP Province / Zakat Ushr, Social Welfare and Women Empowerment Department)	社会的弱者、特に子ども・女性・貧困者・障害者・物乞い・麻薬中毒者のための各種サービス提供を担う。具体的な活動としては、各種施設の運営のほか、女性への暴力にかかるヘルプライン運営、高齢者に移動・医療・資金等支援、女性エンパワメント政策の実施とジェンダー改革の行動計画実施、トランスジェンダー政策の策定（2020年12月現在）を担う。

<sup>13</sup> ザカートとは、イスラム教の五行の一つであり、困窮者の救済のための義務的な喜捨を意味する。

<sup>14</sup> ウシュルとは、イスラム教の税制の一つを意味する。

6	バローチスタン州／社会福祉・特別支援教育・識字・ノンフォーマル教育・人権局 (Balochistan Province / Social Welfare, Special Education, Literacy, Non-Formal Education & Human Rights Department)	障害者を含む社会的弱者へのサービス提供、各種社会問題の予防と対策、社会投資・社会責任等の状況改善、個人・組織の育成、特別支援教育実施、低所得層のための訓練・リハビリテーションセンター運営、高齢者支援、麻薬中毒者のリハビリテーションの運営等を担う。
7	GB 地域／教育・社会福祉・女性開発局 (Gilgit-Baltistan / Education, Social Welfare and Women Development Department)	障害児者を含む教育、福祉サービスを提供する。
8	AJK 地域／社会福祉・女性開発局 (AJK / Social Welfare and Women Development Department)	障害児・者を含む福祉を必要とする人々を対象としてサービスを提供する。

出所：各地方政府のウェブサイト情報を基に調査チームが作成

### 障害関連担当機関

#### 【障害者諮問委員会】

連邦人権省の報告書<sup>15</sup>（2020年7月）によれば、同省がCRPDとインチョン戦略の実施のための国家委員会を再構成し、実施計画が策定中であるとしている。同国家委員会の概要については人権省ウェブサイトにも掲載されていない。なお、パキスタンの国レベルの障害者関連の法律である1981年法によって規定された、国レベル及び州レベルの国家・州障害者リハビリテーション評議会が、障害者諮問委員会としての一部の役割を担っている。これらの委員会については以下に示すとおりである。

<sup>15</sup> [http://www.mohr.gov.pk/SiteImage/Misc/files/Progress%20Report\\_email%20ready.pdf](http://www.mohr.gov.pk/SiteImage/Misc/files/Progress%20Report_email%20ready.pdf)（参照 2020-12-14）

表 2-6 中央・地方レベルにおける障害者リハビリテーション評議会の概要

委員会名称	概要
<p>国家障害者リハビリテーション評議会 (National Council for Rehabilitation of Disabled Persons。以下、「NCRDP」)</p>	<p>連邦人権省管轄。評議会会長は保健及び社会福祉関連省庁の事務局長とし、評議会メンバーは、パキスタン陸・海・空軍から各1名、人材関連、労働関連、保健関連、教育関連、運輸関連、水・電力関連、石油・天然資源関連、産業関連、計画関連、ザカート関連の省庁から各1名、障害者福祉に従事する者のなかから連邦政府が選抜した4名、国家社会福祉評議会 (National Council of Social Welfare。以下、「NCSW」) から1名、政府登録された労働組合から労働関連省庁が選抜した1名、NCRDP 事務局長となるべき、社会福祉に従事する保健及び社会福祉関連省庁の副事務局長である。1981 年法によって規定されている NCRDP の役割は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 障害者の雇用、リハビリテーション及び福祉のための方針を策定する</li> <li>2) 州障害者リハビリテーション評議会 (Provincial Council for Rehabilitation of Disabled Person。以下、「PCRDP」) による政策の実行を評価、調整する</li> <li>3) 1981 年法の目的の達成に全体的な責任を負う</li> <li>4) 1981 年法に沿って、国内のリハビリテーションが必要な障害者の調査を行う。</li> <li>5) 1981 年法に沿って、障害者の健康診断と治療を行う。</li> <li>6) 1981 年法に沿って、障害者に訓練を提供する</li> <li>7) 1981 年法の目的を達成するために必要なその他の措置を講じる。</li> </ol>
<p>州障害者リハビリテーション評議会 (PCRDP)</p>	<p>各州社会福祉関連局管轄。評議会会長は社会福祉省庁の事務局長とし、評議会メンバーは、労働関連省庁の事務局長、計画開発関連、人材関連、保健関連、教育関連、運輸関連、水・電力関連、石油・天然資源関連、商工会、ザカート関連の省庁から各1名、社会福祉評議会 (Council of Social Welfare: CSW) から1名、政府登録された労働組合から労働関連省庁が選抜した1名、障害者福祉に従事する者のなかから州政府が選抜した4名、PCRDP 事務局長となるべき、社会福祉に従事する社会福祉省庁の局長である。1981 年法によって規定されている PCRDP の役割は以下のとおり。</p> <p>PCRDP は NCRDP からの指示の下、以下を担うこととする。</p>

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) NCRDP によって策定された、障害者の雇用、リハビリテーション並びに福祉に関する政策を実施する</li> <li>2) 上記の目的達成の為に適切な事業を実施する</li> <li>3) 事業実施のために職業安定所及びその他の機関に対して指示を出す</li> <li>4) 障害者の機能障害について定期的に調査する</li> </ol>
--	--

出所：政府報告、政府関連部局ウェブサイト情報を基に調査チームが作成

なお、1981 年法は 2012 年に改訂されており、障害者雇用割当 1%から 2%への変更、ディストリクト委員会の設置、障害認定証発行権限のディストリクト政府への委譲等の変更がなされた。また、2010 年の憲法改正による地方分権後には、州レベルにおいてこの 1981 年法が州法として改定されており、例えば KP 州では 2012 年に KP 障害者法、パンジャーブ州では 2015 年にパンジャーブ障害者法、として州法として成立されている。パンジャーブ障害者法においては、障害者雇用割当が 3%に設定されている。

【その他の障害関連担当機関】

表 2-7 その他の障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	障害者リハビリテーション基金 (National Trust for Disabled: NTD)	<p>慈善寄付法 (1890) に登録され、現在は連邦人権省管轄となっている。NCRDP によって管理され、必要であれば州評議会へと割り当てる。以下のつを財源とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 障害者雇用割当を充足しない場合に公共・民間セクターから支払われる (1000 ルピー (約 645 円)<sup>16</sup> / 人)</li> <li>2) 中央・州政府からの予算</li> <li>3) 民間からの寄付</li> </ol> <p>国家・州障害者リハビリテーション評議会によって管理されている。この資金の用途として以下が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 障害者の訓練センターの設立</li> <li>2) 就労が難しい障害者への資金援助</li> <li>3) 訓練を受ける障害者への手当てや奨学金の支払い</li> <li>4) 障害者サービスの提供</li> <li>5) 障害者への義肢装具、外科的療法、医療処置の提供</li> </ol>

<sup>16</sup> 1 ルピー=0.654 円 (2020 年 12 月 JICA 統制レート)

2	<p>パキスタン・ベイト・ウル・マール (Pakistan Bait ul Maal: PBM)</p>	<p>連邦及び州政府直轄。1991年に制定されたパキスタン・ベイト・ウル・マール法の下、1992年に設立された政府機関。国内4州及びGB地域のすべてのディストリクトに事務所を構えている。貧困削減を目的として、ザカートの対象とならないような低所得者、寡婦、孤児、障害者、虚弱者等の社会的弱者を対象とした支援を担う。目的としては、経済的自立支援に重点を置いた、貧困層、寡婦、孤児、病人、虚弱者等への財政援助、貧しい孤児への教育援助、高等専門教育の奨学金、宿泊施設、無料医療、貧しい人々のための無料の病院とリハビリセンターの設立、教育及び職業事業立ち上げを含む慈善団体への財政援助、起業の支援と促進、を挙げている。</p>
3	<p>国立リハビリテーションセンター (National Institute for Rehabilitation Medicine)。以下、「NIRM」<sup>17</sup></p>	<p>全国保健サービス規定・調整省 (Ministry of National Health Regulations and Coordination) 管轄<sup>18</sup>。以下のサービスを提供している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 障害の予防、全国総合照会サービスの計画と実施、障害予防にかかる専門職の育成に関する国内調整</li> <li>2) 障害の早期発見の計画と実施</li> <li>3) 郡や地区レベルでの複数専門分野の検査・診断システムの計画と実施</li> <li>4) 既存の施設による保健管理システムの計画と実施</li> <li>5) さまざまな施設による障害者向けサービスの調整と支援</li> <li>6) 各種障害種別に合った者の治療の提供</li> <li>7) 重度障害者の医療リハビリテーション</li> <li>8) 義肢装具の製造・組み立てと補聴器に関する研究</li> <li>9) 療養施設の提供 (120名の入院患者対象)</li> </ol> <p>プライマリ・ヘルスケア制度の形成</p>

<sup>17</sup> [https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_117\\_11925435.html](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_117_11925435.html) (参照 2021-01-26)

<sup>18</sup> 1997年の設立当時は、国立障害者研究所 (National Institute of Handicapped) であり、連邦女性開発・社会福祉・特別支援教育省の管轄であったが、2001年に連邦保健省の管轄に移行され、その後、現在の名称に変更された。名称には「Institute」が使われているが、実質的には、リハビリテーション病院である。

4	<p>国家社会福祉評議会 (NCSW) <sup>19</sup></p>	<p>1956年に設立され、現在は連邦人権省管轄。障害者を含む社会的弱者を対象とした政府機関。委任事項は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 社会問題に関する啓発キャンペーン</li> <li>2) 官民パートナーシップを促進し、ボランティア社会福祉機構 (Voluntary Social Welfare Association: VSWA) への専門的支援</li> <li>3) 社会的問題に関する政策策定、災害後のボランティア社会福祉機構の動員</li> </ol>
5	<p>特別支援教育研究所 (National Institute of Special Education. 以下、「NISE」) <sup>20</sup></p>	<p>連邦人権省管轄。以下の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 長期・短期の特別支援教育研修課程での人材開発</li> <li>2) 大学・研究所・国際機関との連携</li> <li>3) 特別支援教育教員・保護者・その他の専門家へのガイドライン開発と出版</li> <li>4) 調査研究</li> <li>5) 全国の特別支援教育プログラムへの障害児の入学・評価・照会の基本の方針の設立</li> <li>6) 特別支援教育カリキュラムの開発</li> </ol> <p>子どもの学力評価</p>
6	<p>特別支援教育局 (Directorate General of Special Education: DGS. 以下、「DGSE」E)</p>	<p>連邦人権省管轄。イスラマバードにおける障害者の訓練・教育・リハビリテーションを目的とした局。1985年に設立されてから2010年の憲法改正までは、障害児・者に関連する国家政策及びの実施計画の策定・実施・モニタリングを担っており国全体の障害児・者支援の中心的組織だった。また、全国に設置された国立特別支援教育センター等の127施設の設立・運営を行ってきたが、州政府への権限移譲によりこれらの施設についても各州政府に運営が一任された。</p>

出所：政府報告、政府関連部局ウェブサイト情報を基に調査チームが作成

## 2-2. 障害関連法律の詳細<sup>21</sup>

憲法にはすべての国民に対する権利が明記されているが、障害者に特化した記述は見られない。障害者に関して初めて制定された法令は、1981年法である。2011年のCRPD批准

<sup>19</sup> <http://www.mohr.gov.pk/Detail/ZmVkOGNiYTgtYjA1Yy00YzU4LTljYjktMWY2YzNhOTRhMjk4> (参照 2021-01-26)

<sup>20</sup> <http://www.dgse.gov.pk/pdfs/dgse%20centres/NISE.pdf> (参照 2021-01-26)

<sup>21</sup> 政府報告及び政府関連部局ウェブサイト情報に基づいて記載。

後、同法の改定が行われたが、CRPD との整合性の確保をねらったものではなかった。これ以降に国レベルにおける障害者に関する総合的な法令は制定されていない。他方、2010 年の憲法第 18 次改正時には、中央政府から州に権限移譲が行われており、障害関連政策及び法令についても州及び地域政府が管轄することとなった。これらの法令については以下のとおり。

法律名	障害者（雇用とリハビリテーション）法 (Disabled Persons (Employment & Rehabilitation) Ordinance) <sup>22</sup>
施行年	1981 年制定、2015 年改訂
概要	障害者雇用割当の設定、職業訓練の実施等について規定している。なお、この法律によって以下の設立が決定された。 1) 国家障害者リハビリテーション評議会（1982 年設立） 2) 州障害者リハビリテーション評議会（1982 年設立） 3) トレーニングセンター（国立障害者訓練センター等：1984 年設立） 4) 障害者リハビリテーション基金（1981 年設立）

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

【連邦政府】

法律名	慈善寄付法 (Charitable Endowment Act) <sup>23</sup>
施行年	1890 年
概要	公共・民間セクターにおける信託基金の登録と届出を行う。国家障害者基金 (National Trust for Disabled : NTD) は本法のもと登録された。

法律名	ボランティア社会福祉機関法 (Voluntary Social Welfare Agencies (Registration & control) Ordinance) <sup>24</sup>
施行年	1961 年
概要	社会福祉等分野において活動する NGO やボランティアの登録と管理

法律名	ザカート&ウシュル法 (Zakat & Ushr Ordinance) <sup>25</sup>
施行年	1980 年、1997 年改正
概要	イスラム教徒は、ザカート税と呼ばれる宗教税を払う義務があり、税額は年度末の貯金・現金・資産の 2.5%である。ザカート税は貧困層に富を配分することを意図している。また、政府はラマダン（断食月）の初日に全銀行の貯蓄預金からザカート税を差し引く。

<sup>22</sup> <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/50075/97325/F1697756412/PAK50075.pdf> 及び [http://www.na.gov.pk/uploads/documents/1423974101\\_958.pdf](http://www.na.gov.pk/uploads/documents/1423974101_958.pdf) (参照 2021-01-29)

<sup>23</sup> <http://www.asianlii.org/mm/legis/code/cea1890212.pdf> (参照 2021-01-26)

<sup>24</sup> <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/81785/88956/F1282834913/PAK81785.pdf> (参照 2021-01-29)

<sup>25</sup> <http://nasirlaw.com/laws/zakat80.htm> 及び [http://www.na.gov.pk/uploads/documents/1324605100\\_355.pdf](http://www.na.gov.pk/uploads/documents/1324605100_355.pdf) (参照 2021-01-29)

法律名	パキスタン・ベイト・ウル・マール <sup>26</sup> 法 (Pakistan Bait-ul-Maal Act (1992)) <sup>27</sup>
施行年	1992年
概要	同法は、貧困削減を目的とし、障害者を含む社会的弱者に対する資金支援、敷材提供、施設運営等の社会保障を提供することを定め、実施機関としてベイト・ウル・マールの設置を定めている。

法律名	精神保健法 (Mental Health Ordinance) <sup>28</sup>
施行年	2001年
概要	1912年制定の心神喪失法 (The Lunacy Act) が撤廃され、同法が新たに成立した。より良い医療と精神障害の予防を提供するために、同法は以下を規定している。 1) 連邦精神保健当局の設立、その権限と機能の規制 2) 精神障害のある人の人権の保護 3) 精神障害のある人の拘留期間の規制 4) 精神障害のある人の精神科施設からの休暇及び退院の管理 5) 精神障害のある人の保護者及び財産の管理者を任命するための司法手続きの規定

法律名	アクセシビリティ規約 (Accessibility Code) <sup>29</sup>
施行年	2006年
概要	障害者のためのアクセシビリティに関する国内初の規定。障害者国家政策 (2002)、アジア太平洋障害者の10年 (1993-2002) の下、最低限のアクセシビリティについて規定しており、同規定と同時にデザイン・マニュアル・ガイドラインが出版されている。

法律名	特別な市民法 (Special Citizens Act)
施行年	2008年、2009年改正
概要	障害者の物理的アクセシビリティ、移動の保障に関する法令。2009年改正時には、移動時の公的・私的交通機関における割引に関する条項が追加された。2015年に同法改正版 <sup>30</sup> が国会に提出されている。

法律名	パキスタン・トランスジェンダー (権利の保護) 法 (Pakistan Transgender Persons (Protection of Rights) Act) <sup>31</sup>
施行年	2018年
概要	トランスジェンダーの人々の人権を保護する法律。トランスジェンダーのアイデンティティ、差別・ハラスメントの禁止、政府の義務、相続・教育・雇用・投票・立候補・保健等における権利を保障している。 <sup>32</sup>

<sup>26</sup> ベイト・ウル・マールとは、アラビア語で「House of Money」もしくは「House of Wealth」を意味する。イスラム教国家における税金の管理組織である。

<sup>27</sup> <http://www.pbm.gov.pk/Act.pdf> (参照 2021-01-29)

<sup>28</sup> <https://www.mindbank.info/item/3286> (参照 2021-01-29)

<sup>29</sup> [http://www.nowpdp.org/wp-content/uploads/2016/08/Accessibility\\_Code\\_of\\_Pakistan\\_2006.pdf](http://www.nowpdp.org/wp-content/uploads/2016/08/Accessibility_Code_of_Pakistan_2006.pdf) (参照 2021-01-29)

<sup>30</sup> [http://www.na.gov.pk/uploads/documents/1431062711\\_664.pdf](http://www.na.gov.pk/uploads/documents/1431062711_664.pdf) (参照 2021-01-29)

<sup>31</sup> [http://www.na.gov.pk/uploads/documents/1528787262\\_286.pdf](http://www.na.gov.pk/uploads/documents/1528787262_286.pdf) (参照 2021-01-29)

<sup>32</sup> <https://www.icj.org/wp-content/uploads/2020/03/Pakistan-Transgender-Advocacy-Analysis-brief-2020-ENG.pdf> (参照 2021-01-29)

【州・地域政府】

法律名	ICT 障害者権利法 (ICT Rights of Persons with Disability Act) <sup>33</sup>
施行年	2020 年
概要	CRPD に準拠した総合的な人権法。合理的配慮にかかる記述も含まれる。法の下での平等、差別禁止、プライバシーの保護、障害のある女性・子ども・高齢者・トランスジェンダーへの配慮、物理的アクセシビリティ、虐待・暴力からの保護、教育・雇用における平等、保健医療サービスの充実、住居にかかる権利、家庭・家族から隔離されない権利、表現・情報の自由、政治参加の権利、司法アクセス、不動産所有の権利、スポーツ・文化・余暇活動への参加、災害時の障害者の保護、という権利にかかる条項が含まれている。 また、法施行のために、1981 年法によって設置された国家障害者リハビリテーション評議会の役割を再定義する条項、障害者雇用割当 1%の徹底にかかる条項が含まれている。

法律名	パンジャーブ州障害者権利法 (仮称)
施行年	策定中 (2020 年 12 月現在)
概要	CRPD に準拠した総合的な人権法となる予定。

法律名	シンドゥ州精神保健法 (Sindh Mental Health Ordinance) <sup>34</sup>
施行年	2013 年
概要	障害者のための既存の精神保健サービスの改善、及び精神障害のある者の入院に関する規定がある。

法律名	シンドゥ州障害者エンパワメント法 (Sindh Empowerment of Persons with Disabilities Act) <sup>35</sup>
施行年	2018 年
概要	CRPD に準拠した総合的な人権法。ICT 障害者権利法 2020 年とおおよそ同じ内容。なお、州法としては国内で最初に障害者法 (Differently Abled Persons Act) を 2014 年に制定後、2017 年改定時には障害者雇用割当を 5%に引き上げている。その後、2018 年のエンパワメント法に置き替えられた。

法律名	KP 州障害者権利法 (仮称)
施行年	策定中 (2020 年 12 月現在)
概要	CRPD に準拠した総合的な人権法となる予定。

<sup>33</sup> [http://www.na.gov.pk/uploads/documents/1578658292\\_632.pdf](http://www.na.gov.pk/uploads/documents/1578658292_632.pdf) (参照 2021-01-29)

<sup>34</sup> <https://www.mindbank.info/item/3287> (参照 2021-01-29)

<sup>35</sup> <http://sindhlaws.gov.pk/setup/publications/PUB-18-000046.pdf> (参照 2021-01-29)

法律名	バローチスタン州障害者法（Balochistan Persons with Disabilities Act） <sup>36</sup>
施行年	2017年
概要	CRPDに準拠した総合的な人権法。ICT障害者権利法2020年とおおよそ同じ内容。

法律名	GB州障害者法（Gilgit – Baltistan Persons with Disabilities Act）
施行年	2019年
概要	CRPDに準拠した総合的な人権法。ICT障害者権利法2020年とおおよそ同じ内容。

### 障害者政策<sup>37</sup>

国家開発計画としては、第6次5ヵ年計画（1983-1988）において障害児教育が最優先課題になり、福祉・教育の計画が拡大した。この時期は知的障害のある娘の父親であるジア・ウル・ハック大統領の就任期間（1977-1988）と重なっており、法律・制度面で大きな動きが見られた反面、計画の掲げる目標と現実の乖離があった。その後は、2005年策定の長期国家開発計画 Vision 2030、2014年策定の新長期国家開発計画 Vision 2025においても障害に関する記述はみられない。国家レベルの政策において障害児・者が優先となっていなかった。他方、2017年に国連持続的な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」）に関してパキスタン政府によって行われたレビュー会合では多くの障害者の声が反映されており、SDGsに関する議論に参加した1200名の参加者の内、86名が障害当事者であった。

障害者のための総合的な政策としては、2002年に障害者国家政策（National Policy for Persons with Disabilities。以下、「NP2002」）が策定され、実施のために2006年に行動計画（National Plan of Action for implementation of NP2002。以下、「NPA2006」）が準備された。NP2002の策定年には、アジア太平洋障害者のための、インクルーシブで、バリアフリーな、かつ、権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク（Biwako Millennium Framework。以下、「BMF2002」）が採択されているが、優先的政策領域についても以下のとおり、NP2002は障害の医療モデルに偏っている。他方、NPA2006については、BMF2002を念頭に策定されている。

NPA2006は短期目標を2006年～2009年、長期目標を2006年～2015年としていたが、理想と現実の差が大きいことに起因した円滑な実施の困難な状況が指摘されており<sup>38</sup>、その後2025年までに延長している<sup>39</sup>。

<sup>36</sup> <http://pabalochistan.gov.pk/pab/pab/tables/alldocuments/actdocx/2018-10-23%2011:12:48act-2-2017-disability.pdf>（参照 2021-01-29）

<sup>37</sup> 政府報告及び政府関連部局ウェブサイト情報に基づいて記載。

<sup>38</sup> [https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11873262\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11873262_01.pdf)（参照 2021-01-26）

<sup>39</sup> [http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_d/d-279/d-279\\_18.pdf](http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_d/d-279/d-279_18.pdf)（参照 2021-01-26）

表 2-8 BMF と NP2002 の比較

BMF2002	NP2002
1) 障害者の自助団体及び家族・親の会 2) 女性障害者 3) 早期発見、早期対応と教育 4) 訓練と自営を含む雇用 5) 各種建築物及び公共交通機関へのアクセス 6) 情報通信技術及び支援技術を含む、情報と通信へのアクセス 7) 能力開発、社会保障及び持続的生計プログラムによる貧困の削減	1) 早期療育、アセスメント、治療 2) 教育と訓練 ※その他の領域として、職業訓練・雇用・リハビリテーション、研究開発、アドボカシーと啓発、スポーツ・余暇、建築デザイン、施設、基金、モニタリングを挙げている。

政策名	NP2002 実施のための国家行動計画 (National Action Plan for Implementing NP2002) <sup>40</sup>
施行年	2006 年
概要	17 の行動項目について、詳細な行動計画内容と担当機関について明記している。項目は以下のとおり。 1) 障害の人口比率、(障害の) 原因の分布の判定 2) 障害の原因となった損傷、欠乏、病気及びその他の因子の予防の改善 3) 早期発見と療育の流通 4) 医療リハビリテーションサービスの向上 5) 重度及び中度の障害のある子どもの特別支援教育の強化 6) 特別な教育的ニーズのある子どものためのインクルーシブ教育の奨励 7) 障害のある女性のための規定の改善 8) 情報と補助技術を含んだ、情報とコミュニケーションへのアクセス 9) 職業訓練、雇用 (自営を含む) 及び経済的リハビリテーションの拡大と補充 10) 能力形成、社会保全、持続可能な生計プログラムを通じた貧困削減 11) 障害を有する者の法的サポート 12) バリアフリーの物理的環境の整備 13) 公共での受け入れ態勢の向上と社会への統合と環境の改善

<sup>40</sup> [https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11873262\\_02.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11873262_02.pdf) (参照 2021-01-26)

	<p>1 4) 障害のある者のためのスポーツ</p> <p>1 5) 生産能力の上昇と、人工的、整形外科的、補助器具及びその他の支援アイテムの供給、免税での輸入の促進</p> <p>1 6) 農村地域でのサービス分配のための NGO の支援の増加</p> <p>1 7) 連邦、州及びディストリクトレベルでのリンク</p>
--	---

その他の主な障害関連政策は以下のとおり。

政策名	新教育政策 (New National Education Policy)
施行年	1970 年
概要	<p>障害児教育に関連する事項は以下のとおり。</p> <p>1) 障害児教育委員会が、州ごとに設置されることとする。これらの委員会は、身体障害及び知的障害児の教育、保護、施設でのケア、リハビリテーション及び雇用の責任を持つこととする。</p> <p>2) これらの委員会は、障害者福祉のためのボランティア組織と効果的に連絡をとることとする。</p> <p>3) 基金に関する法律は、1 歳から 20 歳までの 20 万人の障害者に十分に対応するように制定されることとする。</p>

政策名	国家教育政策 (National Education Policy)
施行年	1978 年
概要	特別支援教育に関連する事項は、教員訓練校の設立、職業教育の提供、慈善組織の支援、モデル校の特定、カリキュラム及びシラバス開発等。

政策名	障害者リハビリテーション国家政策 (National Policy for Rehabilitation of Disabled)
施行年	1986 年、1988 年改正
概要	<p>項目は以下のとおり。</p> <p>1) 予防、障害児の就学前サービス</p> <p>2) 特別なニーズのためのカリキュラムの開発</p> <p>3) 学校卒業後のサービス (職業訓練)</p> <p>4) 雇用</p> <p>5) 専門的訓練</p> <p>6) 監査と評価</p> <p>7) 調査とテクノロジー</p> <p>8) 地域に根差したリハビリテーション (Community Based Rehabilitation。以下、「CBR」) プログラムの紹介</p>

	<p>※1988年改定時の追加事項は以下のとおり。 積極的な態度、メディアの包含、障害者のための認められた財政上の特権、法的支援の準備を含む。</p>
--	---

政策名	特別支援教育国家政策 (National Policy of Special Education)
施行年	1986年
概要	<p>主な取り組みは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児のアセスメントと登録の促進</li> <li>・ 就学する障害児の比率を10%へ拡大</li> <li>・ 連邦政府によるモデル施設、特別支援教育及び通常教育の教員のための訓練センター、保護者のカウンセリングセンターの設立</li> <li>・ 障害のある児童・生徒を担当する通常学校の教員への特別手当の支給</li> <li>・ 教員免許課程における特別支援教育科目の導入</li> </ul>

政策名	国家保健政策 (National Health Policy)
施行年	1990年
概要	障害及び出産前のケアの改善に重点が置かれた。

政策名	国家社会福祉政策 (National Social Welfare Policy)
施行年	1994年
概要	障害の予防・特別支援教育・リハビリテーションを中心とした提言がなされた。

政策名	特別支援教育国家政策 (National Policy for Special Education)
施行年	1999年
概要	教育・保健・雇用・アクセスに重点を置き、地域参加やインクルージョンの拡大が目標とされた。

政策名	社会福祉開発10年計画 (Social Welfare Development Plan)
施行年	2001年
概要	特別支援教育・職業訓練・リハビリテーションに重点が置かれている。

政策名	障害者国家政策 (National Policy for Persons with Disabilities: NP2002) <sup>41</sup>
施行年	2002年

<sup>41</sup> <http://pspmr.org/wp-content/uploads/2016/11/3-National-Policy-for-Persons-with-Disabilities-2002.pdf> (参照 2021-01-29)

概要	<p>イスラミ的な生活に沿って、障害の主流化を通して、2025年までに障害者の潜在能力を向上させる環境を提供することをビジョンとしている。また、これを実現させるために政府、民間セクター、市民社会が協力することとしている。同政策の目的は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 予防、障害児の就学前サービス</li> <li>2) 特別なニーズのためのカリキュラムの開発</li> <li>3) 学校卒業後のサービス（職業訓練）</li> <li>4) 雇用</li> <li>5) 専門的訓練</li> <li>6) 監査と評価</li> <li>7) 調査とテクノロジー</li> <li>8) CBR プログラムの紹介</li> </ol>
----	---

政策名	女性開発・エンパワメント国家政策 (National Policy for Development and Empowerment of Women) <sup>42</sup>
施行年	2002年
概要	7つの目的のひとつとして、特に障害のある女性を含むすべての女性について、経済的、法的、政治的、社会的な権利の保護を挙げている。

政策名	非感染疾患の予防・コントロールと健康促進にかかる国家活動計画 (National Action Plan for Prevention and Control of Non-communicable Diseases and Health Promotion) <sup>43</sup>
施行年	2004年
概要	白内障等の予防、障害者のための利益の保護等を計画している。

政策名	子どものための国家行動計画 (National Plan of Action for Children) <sup>44</sup>
施行年	2006年 - 2015年、2013年 - 2016年
概要	目標の一つとして、障害を理由とした子どもの差別禁止、教育・保健・基礎社会サービスへの平等なアクセスの保障が明記されている。国家子ども福祉開発委員会 (National Commission for Child Welfare and Development: NCCWD) が中心となって実施された計画であり、2015年以降も児童虐待への関心が継続している。また障害児の教育におけるインクルージョンに係る記述がある。

<sup>42</sup> <https://evaw-global-database.unwomen.org/es/countries/asia/pakistan/2002/national-policy-for-development-and-empowerment-of-women> (参照 2021-01-25)

<sup>43</sup> <https://www.physicalactivityplan.org/resources/Pakistan.pdf> (参照 2021-01-29)

<sup>44</sup> [http://itacec.org/document/2015/8/nep/National\\_Plan\\_of\\_Action\\_Pakistan.pdf](http://itacec.org/document/2015/8/nep/National_Plan_of_Action_Pakistan.pdf) (参照 2021-01-29)

政策名	国家教育政策 (National Education Policy) <sup>45</sup>
施行年	2009 年
概要	20 の目的の 1 つとして、障害児を含む疎外されたグループのために特別な施設を作り、教育へのアクセスを可能にするという分離教育を挙げている一方で、政策実施にかかる項目では、インクルーシブ教育の重要性についても明記している。

### 2-3. CRPD 批准による対応状況

パキスタンは 2011 年に CRPD を批准しているが、選択議定書には批准していない。なお、義務付けられている政府報告の初回提出は 2019 年 10 月であったものの、2020 年 12 月時点で 総括所見及びパラレルレポートは提出されていない。なお、CRPD の実施促進のために、連邦人権省による関連政府省庁部局の職員育成のためのワークショップの開催が、連邦政府だけでなく、州政府（4 州）及び地域政府（GB 及び AJK）レベルで実施されており、これらの各レベルにおいては条約実施室（Treaty Implementation Cells）が設置されている<sup>46</sup>。

### 2-4. 障害関連施策の状況<sup>47</sup>

#### ① リハビリテーションを含む医療サービス

1981 年法及び同法の 2012 年改正法、精神保健法（2001）、NP2002、子どものための国家活動計画（2006-2015）及び NPA2006、国家保健政策（2009）等が障害者の医療、リハビリテーションに関連する施策として挙げられる。

国内において草の根レベルの保健サービス提供の役割を担っているのは、10 万人以上のレディー・ヘルス・ワーカー<sup>48</sup>（Lady Health Worker。以下、「LHW」）である。LHW は地域の障害児・者を含む担当世帯の人々の健康にかかるケアを行っている。また、1 万人から 2.5 万人の地域の人々に対して基礎保健ユニット（Basic Health Unit。以下、「BHU」）<sup>49</sup>、3 万から 4.5 万人の人々に対して地方保健センター（Rural Health Center。以下、「RHC」）が政府によって設置・運営されており、LHW から照会される最初の医療機関が BHU であり、必要であれば BHU から RHC への照会がなされることとなっている。

障害予防に関しては、パキスタン政府は予防可能な病気やさまざまな形態の障害を減らすために、パキスタン全土に 1 歳未満の子どもに予防接種を提供する予防接種拡大プログラム（Expanded Program for Immunization: EPI）を導入している。このプログラムは、小児結核、ポリオ、ジフテリア、百日咳、新生児破傷風、はしか、B 型肝炎などの病気の予防接種

<sup>45</sup> [http://itacec.org/document/2015/7/National\\_Education\\_Policy\\_2009.pdf](http://itacec.org/document/2015/7/National_Education_Policy_2009.pdf)（参照 2021-01-25）

<sup>46</sup> <http://mohr.gov.pk/SiteImage/Misc/files/briefDisability.pdf>（参照 2021-01-29）

<sup>47</sup> 政府報告及び政府関連部局ウェブサイト情報に基づいて記載。

<sup>48</sup> 世界保健機構（World Health Organization。以下、「WHO」）の支援により開始された保健事業で育成された草の根レベルで活動する人材。WHO (2008)参照。

<sup>49</sup> ベッド 2 床の小規模機関

を提供している。EPI は、カバー率 100%達成を目的としたパキスタンで成功した健康プログラムの一つとされている。特に、世界中でポリオを根絶できていない国の一つであるパキスタンでは、日本を含む多くの海外ドナーがポリオ根絶にかかる協力をしている<sup>50</sup>。その他、先天性障害の原因の一つであるヨウ素欠乏症の予防のために、ヨウ素入り食塩の普及事業は国内すべての州で開始されており、啓発が進んでいる<sup>51</sup>。しかしながら、国際協力機構（2011）の報告によれば、KP 州アボタバード（Abbottabad）ディストリクトにおいて、1,066 名の障害児者の内、ヨウ素入り食塩を使っていた者は 266 名であり、全体の 25%に過ぎなかった。また、非感染疾患の予防・コントロールと健康促進にかかる国家活動計画（2004）において、障害の予防及び障害者への配慮がなされている。視覚障害に関連する眼病予防については、1960 年代からパキスタン盲人協会（Pakistan Association of the Blind）による啓発活動、その後、Sightsavers 等の視覚障害予防事業が実施されており、2000 年に入ってから政府が全盲の予防にかかる国家政策（National Plan for Prevention of Blindness）（2005-2009）<sup>52</sup>を策定するなどの動きがある。

リハビリテーションについては、1981 年法により公的なサービス提供が本格化した。障害者リハビリテーションに特化した機関としては、NIRM が首都に 1980 年代に設立されている。医療リハビリテーションサービスは都市部の医療機関において提供されており、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の育成<sup>53</sup>も行われている。

自助具及び支援機器については、政府によりパキスタン・ベイト・ウル・マールを通して無償提供がなされている<sup>54</sup>。2015 年度から 2017 年度までの 3 年間に自助具及び支援機器が配布された人数を以下の表に示す。

表 2-9 政府から無償提供された自助具、支援機器及び支援金受給者数

予算年度	2015-2016	2016-2017	2017-18	合計
義手義足	129	121	69	319
補聴器	310	328	190	828
支援金	1, 191	1, 604	997	4, 547
車いす	5, 000	10, 000	2, 000	22, 000

出所：政府報告を基に調査チームが作成

<sup>50</sup> 2020 年の 1 年だけで 82 例が報告されている。https://www.endpolio.com.pk/polioin-pakistan/polio-cases-in-provinces（参照 2020-12-16）

<sup>51</sup> https://extranet.who.int/nutrition/gina/en/node/25786 及び https://www.nutritionintl.org/news/all-blog-posts/reaching-the-last-mile-in-universal-salt-iodization-in-pakistan/（参照 2020-12-16）

<sup>52</sup> https://www.dawn.com/news/138178/national-plan-for-prevention-of-blindness（参照 2021-01-29）

<sup>53</sup> 2005 年 8 月の時点で、理学療法士養成校はカラチ（Karachi）、ラホール（Lahore）、イスラマバード（Islamabad）/ラーワルピンディ（Rawalpindi）に計 6 校、作業療法士養成校はカラチに 1 校、言語療法士養成校はイスラマバードに 1 校、存在していた。（JICA-CBR 専門家業務完了報告書（2005））

<sup>54</sup> 障害者を対象としたこれらのサービスの総称は「Special Friends」と呼ばれている。http://www.pbm.gov.pk/spf.html（参照 2021-01-29）

政府のエヘサース<sup>55</sup>・プログラムの下、新たに導入された無償の保健医療サービスの提供のほか、前政権<sup>56</sup>から引き継いだベイト・ウル・マールを通じた資金支援と補装具提供等をまとめて総合的な医療福祉サービスとして提供している。近年は障害者に特化した施策というよりもむしろ、保健医療一般の施策において障害者を含むすべての国民を対象とする形に移行している。

## ② 教育

パキスタンにおける公的な障害児教育の歴史の変遷は以下のとおり。

表 2-10 障害児の教育にかかる歴史

西暦	出来事
1958	国家教育委員会が障害児者の教育、教員訓練、慈善団体支援を実施
1972	教育政策（1972-1980）が障害児教育施設設置と既存施設強化を強調
1978	第5次5ヵ年計画（1978-1983）において障害児教育への配慮がなされる
1981	障害者（雇用&リハビリテーション）法制定 連邦社会福祉・特別支援教育省設置
1983	第6次5ヵ年計画（1983-1988）において障害児教育の予算が確保される
1985	障害者教育・リハビリテーション国家政策策定 連邦社会福祉・特別支援教育省管轄下に DGSE 設置
1986	国内初の特別支援教育政策策定 DGSE 管轄下に NISE 設置
1988	特別支援教育政策策定（1986）が改定され、名称は障害者教育及びリハビリテーション国家政策が変更された
1994	社会福祉国家政策において特別支援教育に関する提言がなされた 第8次5ヵ年計画（1994-1998）において特別支援教育 NGO 支援に関する記載
1999	特別支援教育国家政策（改正）により統合教育の拡大に関する記載
2001	社会福祉開発計画（2001-2011）において既存の特別支援教育センターの改善が計画された
2002	障害者国家政策策定
2003	連邦教育局が全国の主要都市においてインクルーシブ教育モデル事業実施
2005	教育省と社会福祉省がインクルーシブ教育宣言に署名
2006	同国家政策実施のための行動計画策定

<sup>55</sup> エヘサース (Ehsaas) はウルドゥー語で「感じる」と訳され、本文脈においては「困窮者の気持ちを感じる」ことを意味する。

<sup>56</sup> パキスタン人民党 (Pakistan Peoples Party : PPP) 及びパキスタン・ムスリム連盟 (Pakistan Muslim League Nawaz Group : PML-N)

2007	連邦教育局が全国の主要都市においてインクルーシブ教育モデル事業実施
2009	パンジャーブ障害者福祉基金によるインクルーシブ教育事業実施
2009	国家教育政策における特別支援教育及びインクルーシブ教育両方を強調
2010	憲法改正時に明確に義務教育が明記された。
2012	ICT が義務教育法を制定し障害児教育を強調
2013	シンドゥ州政府が義務教育法を制定し障害児教育を強調
2014	パンジャーブ州政府が義務教育法を制定し障害児教育を強調 バローチスタン州政府が義務教育法を制定し障害児教育を強調
2018	KP 州政府が義務教育法を制定しインクルーシブ教育について言及 KP 州政府が教育計画（2018-2023）においてインクルーシブ教育について言及
2019	シンドゥ州政府が学校教育計画（2019-2024）を策定しインクルーシブ教育について言及 パンジャーブ州政府が特別支援教育政策を策定

出所：Awan M. H. (2005)、池田（2006）、及び各種政策・計画を基に調査チームが作成

法政策面では、2000 年代初頭までに各州・地域において初等義務教育令が公布されてきたが、障害児に関する記述は見られなかった。2010 年の憲法改正時に、5 歳から 16 歳の障害児を含むすべての子どもを対象とした義務教育が明記された。その背景には、1981 年の国際障害者年（International Year of Disabled People）に関連して制定された 1981 年法及び政府による障害児教育にかかる本格的開始、1990 年の国連児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of Child。以下、「CRC」）批准、2005 年の連邦教育省及び社会福祉省によるインクルーシブ宣言及び 2007 年に両省によって実施されたインクルーシブ教育事業、2009 年策定の国家教育政策におけるインクルーシブ教育の必要性の明記等、2000 年代から徐々に障害児のための特別支援教育及び通常教育の中にインクルーシブ教育の概念が認識されていった。なお、インクルーシブ宣言（2005 年）は、連邦政府省庁、州政府部局、大学、障害者団体（Disabled People’s Organization。以下、「DPO」）、国連機関並びに国際 NGO による国レベルのコンサルテーション・プロセスを経た成果であったことから、障害当事者及び海外組織からの後押しによりインクルーシブ教育が促進された歴史がある。

教育全般にかかる施策としては、国家教育政策（1998-2010）及び万人のための国家行動計画（2001-2015）のいずれにおいても、障害児の教育にかかる記載はないが、これは障害児の教育が当時の同分野担当省であった社会福祉・特別支援教育省の管轄であったためという推察がなされている<sup>57</sup>。

特別支援教育については<sup>58</sup>、その歴史は古く 19 世紀からイスラム教学者による視覚障害児教育が開始されており、20 世紀に入ってから政府によって盲学校が設立され、ろう学校

<sup>57</sup> [https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11873262\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11873262_01.pdf)（参照 2021-01-26）

<sup>58</sup> 各種法律・政策等を基に調査チームが作成。

についてはろう児の親によって学校が立ち上げられた。インド・パキスタンの分離独立 1947 年後は障害児の教育を担う大規模 NGO が立ち上がる一方、障害児の親等によって運営される小規模ながら活発な障害児教育 NGO を支援すべく、ボランティア社会福祉機関法(1961) が制定され、これらの NGO の登録と管理が開始された。各種教育政策の中に障害児にかかる記述が散見されるようになり、ザカート&ウシュル法(1980)及び1981年法の制定、1980年代の障害のある娘をもつジア・ウル・ハック大統領の就任時期が重なり、障害児の教育機関数が一気に増加した。2010年の連邦政府から州政府への権限移譲により、国全体での特別支援教育機関、就学生徒数、教員数等に関する統計は存在していないが、2005年時点での統計は以下の表の通りである。なお、2010年以降には、パンジャブ州政府が新たに111校の特別支援教育センターを設立<sup>59</sup>する等、州ごとに施策が実施されている。

表 2-11 特別支援教育機関数・生徒数・教員数(人)(2005)

運営主体	障害種	視覚障害	聴覚障害	知的障害	身体障害	重複障害	合計
連邦政府	機関	11	13	12	11	-	47
	教員	52	110	54	61	-	277
	生徒	562	1,054	656	576	-	2,748
州政府	機関	23	37	4	4	114	182
	教員	182	395	34	26	164	801
	生徒	857	4,286	314	261	1,560	7,278
NGO	機関	28	29	39	27	32	155
	教員	98	303	191	102	299	993
	生徒	790	2,717	1,714	610	3,440	9,298
合計	機関	62	79	55	42	146	384
	教員	332	808	279	189	463	2,071
	生徒	2,209	8,057	2,711	1,447	5,000	19,324

出所：JICA(2007) 障害者支援プロジェクト形成調査報告書<sup>60</sup>を基に調査チームが作成

インクルーシブ教育については、パイロット事業(2003-2004及び2007-2008)<sup>61</sup>が、全国の主要都市に位置する通常学校14校を対象として、計227名の軽度から中度の視覚障害、聴覚障害並びに身体障害のある児童・生徒を就学させることに成功した。同事業は外部組織<sup>62</sup>と連携した事業であり、インクルーシブ教育推進には、DPO、国連機関並びに国際機関等の関与が影響している。他方、CRCの国連権利委員会に提出した政府報告(2015)におい

<sup>59</sup> [http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_d/d-279/d-279\\_18.pdf](http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_d/d-279/d-279_18.pdf) (参照 2021-01-26)

<sup>60</sup> [https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11873262\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11873262_01.pdf) (参照 2021-01-26)

<sup>61</sup> [http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_d/d-279/d-279\\_18.pdf](http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_d/d-279/d-279_18.pdf) (参照 2021-01-25)

<sup>62</sup> Sightsavers, Braello Norway、世界銀行による支援がなされた。( [https://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_d/d-252/d-252\\_18.pdf](https://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_d/d-252/d-252_18.pdf) (参照 2021-01-26) )

ては障害児の教育にかかる記述は見られない。

人材面<sup>63</sup>では、特別支援教育にかかる教員訓練を行ってきた NISE が、インクルーシブ教育コースを立ち上げている。また、Allama Iqbal 放送大学 (Allama Iqbal Open University: AIU) による障害種別の教員訓練コース、国立パンジャブ大学特別支援教育学部及び国立カラチ大学特別支援教育学部による学位授与、同じくカラチの Agha Khan 大学が研修コース修了認定を出すなど、大学によるインクルーシブ教育にかかる人材育成が始まっている。

高等教育について大学レベルでは、連邦政府高等教育委員会 (Higher Education Committee: HEC) が障害のある学生のための政策<sup>64</sup>を 2019 年に策定している。同政策においては、同委員会に登録された教育機関について、障害のある学生に対して平等な機会を提供するとされている。また、パンジャブ州政府が 2013 年に障害のある学生のための特別な配慮にかかる通達を発出しており、同通達は<sup>65</sup>、1) 障害のある学生の入学時の年齢制限を設けない事、2) 障害のある学生を対象に授業料・宿舍料・光熱費を無料にすること、3) 障害のある大学院生に対して 1%の就学枠を設けること、等を明記している。

これらの施策との関連性は不明だが、公立パンジャブ大学の特別支援教育部及び公立バーチャル大学において、障害のある学生が数多く学位を取得しており、国立科学技術大学 (National University of Science and Technology: NUST) の視覚障害のある学生を対象とした点字ソフトウェア提供、海軍大学 (Naval Academy) 専門心理学部の障害のある学生に対する特別キャリア・カウンセリング・サービス提供など、高等教育レベルにおける障害のある学生の就学機会の提供とサービス提供が徐々に拡大している。

国レベルで障害児の教育にかかる関心が高まった 1980 年代を機に、イスラマバードに設立された主な国立機関は、以下のとおり。

- ・国立知的障害児特別支援教育センター (National Special Education Center for mentally /intellectually retired children, Islamabad)
- ・国立聴覚障害児特別支援センター (National Special Education Center for hearing impaired children, Islamabad)
- ・国立身体障害児特別支援教育センター (National Special Education Center for physically Handicapped children, Islamabad)
- ・国立図書館・リソースセンター (National Library and resources center, Islamabad)
- ・障害者職業リハビリテーション・雇用機関 (Vocational rehabilitation and employment of disabled persons Islamabad)
- ・国立コンピュータ化点字印刷所 (National Computerized Braille Press, Islamabad)
- ・国立移動・自立訓練センター (National Mobility and independence Training Center, Islamabad)

<sup>63</sup> [http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_d/d-279/d-279\\_18.pdf](http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_d/d-279/d-279_18.pdf) (参照 2021-01-25)

<sup>64</sup> <https://www.hec.gov.pk/english/services/universities/Documents/HEC%20-%20POLICY%20FOR%20STUDENTS%20WITH%20DISABILITIES%20AT%20HEIs%20IN%20PAKISTAN.pdf> (参照 2020-12-14)

<sup>65</sup> <https://www.glxspace.com/2013/11/25/notification-special-facilities-disabled-students-educational-institutions-punjab/> (参照 2021-01-25)

・国立障害者訓練センター (National Training Center for Special persons, Islamabad)

国立特別支援教育センターは全国各地に設立された。その後、ICT 以外の地域に設置された国立機関は 2010 年の憲法改正以降、州政府に権限移譲が徐々になされている。政府報告提出時の段階で、人権省特別支援教育局の管轄下にある国立機関は 51 機関であり、州政府の管轄下には 200 以上の機関が存在していた。私立の特別支援教育機関としては 230 以上が存在しており、1.3 万人以上の障害児が就学していた。通常学校に通う障害児の数は 3 万人以上とされている。

### ③ ジェンダーと障害

1996 年に国連女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」) に批准し、2000 年に女性の地位にかかる全国委員会が設置された。これらの政府の対応より 45 年以上遡った 1949 年にはすでに国内 NGO として全国パキスタン女性協会 (All Pakistan Women's Association。以下、「APWA」) が活動を始めており、パキスタンでは女性の権利にかかる運動が活発になされてきた。ジェンダーと障害を関連付けた事柄として、APWA の創設者の一人であるファティマ・シャー博士 (Dr. Fatima Shah) が後の 1957 年に完全に視力を失い、1960 年設立の全国的な視覚障害 DPO であるパキスタン盲人協会の創設者となっていること<sup>66</sup>、シャー博士は、世界盲人連合 (World Blind Union) の前進組織である国際盲人連盟 (International Federation of the Blind) の初代副議長に選出されている<sup>67</sup>。さらに、シャー博士は 1982 年にパキスタン障害者インターナショナル (Disabled People's International) を創設している<sup>68</sup>。また、シャー博士に次いで障害のある女性リーダーであった全盲の女性サルマ・マクブール博士 (Dr. Salma Maqbool) は、連邦社会福祉省による NP2002 の策定に関与している<sup>69</sup>。なお、NP2002 と同じ年に策定された女性開発・エンパワメント国家政策 (2002) において女性障害者を含むすべての女性の権利の保護を目的としている。

2000 年までは視覚障害のある女性リーダーが活躍してきたが、NP2002 における障害のある女性の記述、BMF2002 における優先課題としての「障害のある女性」、並びに、アジア太平洋障害者センター (Asia-Pacific Development Center on Disability。以下、「APCD」) を含む海外ドナーによる障害のある女性のエンパワメントにかかる事業の実施により、特に身体障害のある女性リーダーが数多く誕生した。これにより、2009 年に複数の女性障害者リーダーが障害のある女性障害者全国フォーラム (National Forum of Women with Disabilities。以下、「NFWWD」) を設立している。NFWWD は、NCSW と女性障害者の環境改善にかかる覚書を交わし、2015 年には国内 DPO、国連機関、政府、NGO、民間組織が参加する会議に参

<sup>66</sup> <http://pabsindh.org/founder.html> (参照 2021-01-25)

<sup>67</sup> <https://www.nfb.org/images/nfb/publications/bm/bm1965/65bm-mar.html> (参照 2021-01-25)

<sup>68</sup> 奥平 (2011) <https://core.ac.uk/download/pdf/288450667.pdf> (参照 2021-01-25)

<sup>69</sup> <https://www.nfb.org/images/nfb/publications/bm/bm1965/65bm-mar.html> (参照 2021-01-25)

加するなど活動の範囲を広げた。これを機に、ジェンダー分野と障害分野の連携がさらに促進され、2018年にはUN ウィメン（以下、「UN Women」）と国際的障害者支援 NGO である Humanity & Inclusion（旧 Handicap International。以下、「H&I」）が共同して女性障害者エンパワーメントプロジェクトを開始した。

イスラマバードに拠点を置く DPO の Special Talent Exchange Program（以下、「STEP」）は女性議会議員集会和連携して2017年に女性障害者リーダーシップ会合を開催、同年パキスタン選挙管理委員会（Election Commission of Pakistan。以下、「ECP」）と連携して女性障害者の選挙活動への参加にかかる啓発活動を行っている。CEDAW の国連権利委員会に提出した政府報告(2018)によれば、ECP 内部にジェンダー・障害選挙作業グループ（Gender and Disability Electoral Working Group）が、国、州並びに地域レベルにおいて政府関係者と市民社会関係者を含むメンバーにより形成されており、2013年以降の選挙の教訓と提言に沿って活動を進めることとなっている。

### ③ 訓練・雇用、就労支援

1981年法に基づき、公務員障害者雇用割当1%の設定に加えて、障害者職業訓練センターが全国の主要都市に設立された。

雇用割当については、2010年に中央政府から州政府への権限移譲により、各州・地域において1981年法が採択された際、雇用割当が中央政府とKP州が2%、パンジャーブ州政府が3%、シンドゥ州とバローチスターン州が5%へと拡大されている。対象は従業員100人以上の雇用主とする。中央政府及び州政府の公的サービス委員会（Federal Public Service Commission/Provincial Public Service Commission）が雇用割当充足にかかるフォローアップを行っている。なお、雇用割当を充足しない場合は、罰則として1人につき月1000ルピーをNCRDPに支払い、これらは障害者リハビリテーション基金（Disabled People Rehabilitation Fund。以下、「DPRF」）として活用される。DPRFへの徴収金は障害者への資金援助や福祉機器のために使われる。

2011年の世界銀行の報告<sup>70</sup>によると、就業年齢の雇用されている非障害者が52%である一方、雇用されている障害者は29%とされており、大きな差がある。特に、都市部における就業率の差は大きく、非障害者、障害者の比率はそれぞれ50%、23%であった。

職業訓練については、イスラマバードの国立職業訓練センター（National Training Center for the Disabled: NTCD）を例に挙げれば、溶接、機械工、編物、衣類仕立て、電子電気技術、コンピュータ技術等、就労につながるコースが設定されており、これまでに1025人の障害者が所得創出のための技術訓練を受けた。また、1980年代から国連開発計画（United Nations Development Program。以下、「UNDP」）及び国際労働機関（International Labor Organization。以下、「ILO」）の協力により、CBRの一環として障害者の職業訓練・雇用アプローチ（Vocational Rehabilitation and Employment of Disabled Persons: VREDP）が実施され、2001年

<sup>70</sup> World Bank (2011)

から 2019 年までに 14,960 人の障害者が受益者となっている。各州・地域では官民を問わずさまざまなサービスが提供されており、パンジャーブ州ではラホール商工会により 1996 年に設立された障害者リハビリテーション・ラホール・ビジネスマン協会（Lahore Business Association for Rehabilitation of Disabled: LABARD）が職業訓練・雇用斡旋等を行っている。

2002 年策定の労働政策において、障害者を含むすべての人々への平等な就労機会の提供、障害を理由とした差別の禁止が明記された。同年策定の障害者国家政策においても、障害者の職業訓練、雇用、就労支援、自営等の促進について強調している。2006 年策定の労働者保護政策は、2002 年策定労働政策を引用しつつ、改めて障害のある労働者のために能力を最大限発揮できるようなインクルーシブな環境の提供を掲げている。また、2010 年策定の労働政策においては、障害者雇用割当を公務員以外にも拡大すると記述されている。

起業支援としては、ペイト・ウル・マール及び専門銀行等を通じたマイクロ・クレジットサービスにより、障害者対象の資金支援がなされている。ペイト・ウル・マールは起業支援として起業を目指す対象者に一定の条件下で 1 万ルピーの資金援助をしている。

障害者の一般就労については、特に外資系企業において進んでいる<sup>71</sup>。

#### ⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

障害者への資金援助公的サービス提供プログラムとしては、エヘサース・プログラム、ベナジール生計支援プログラム（Benazir Income Support Program: BISP）、ペイト・ウル・マール、パキスタン貧困削減プログラム（Pakistan Poverty Alleviation Program: PPAP）等が挙げられる。なお、障害者としてサービスを受ける場合には、障害認定証（Disability Certificate）もしくは、障害者ロゴの入った電子化国民 ID カード（Computerized National ID Card。以下、「CNIC」）<sup>72</sup>を所持していることが条件となっている。同認定証は地方政府レベルにおいて、社会福祉分野の担当部局に申請することで取得できる。以下に中央及び州・地方政府による各種社会サービス提供プログラムを示す。

表 2-12 中央・地方政府による各種社会サービスプログラム

No.	プログラム名	内容
1	エヘサース・プログラム <a href="https://pass.gov.pk/">https://pass.gov.pk/</a>	現政権 <sup>73</sup> （2018 年～）によって開始された貧困削減に関する新たな取り組み。同プログラムは 134 の施策・事業を擁している。社会保障、生計向上、人的資本開発等の分野を含む、これらの事業は障害者を含む社会的弱者層が対象となっている。

<sup>71</sup> [https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/dinf\\_news/dinf\\_news\\_no18.pdf](https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/dinf_news/dinf_news_no18.pdf)（参照 2020-12-14）の記事「アジア太平洋障害者連携フォーラム 2019in パキスタン〜チャリティから投資へ〜」への参加によって得られた情報。

<sup>72</sup> 障害者が成人してからは、すべての国民に所持を義務化された CNIC に車いすのロゴが付けられたカードを持つ事になる。

<sup>73</sup> パキスタン正義党（Pakistan Tehreek e Insaaf : PTI）。

<p>2</p>	<p>ベナジール生計支援プログラム (BISP) <a href="https://bisp.gov.pk/index">https://bisp.gov.pk/index</a></p>	<p>2008年のベナジール・ブットー派の政党により開始された全国セイフティーネット・プログラム。貧困削減、質の高い教育、女性エンパワメントにかかるSDGs達成を長期目標としている。具体的な活動として貧しい人々の調査・登録・データベース管理、これを踏まえた貧困削減・社会保障政策及びプログラムの検討、貧困層への無条件現金給付（Unconditioned Cash Transfer: UCT/Ehsaas Kafarat）、就学支援条件付現金給付（ワスィーム・エ・ターリーム Waseem-e-Taleem）等を行う。国内の385テヘシール（Tehsil: ディストリクトの下位レベル行政地区）、33ディビジョン（Division: ディストリクトの上位レベル行政地区）、6地域の支部、首都に本部を置く。</p>
<p>3</p>	<p>パキスタン・ベイト・ウル・マール による各種プログラム <a href="http://www.pbm.gov.pk/">http://www.pbm.gov.pk/</a></p>	<p>社会の中で周縁化された人々を対象とした社会保障を担う。サラセミア・センター、女性エンパワメント・センター、孤児院（ダール・ウル・エヘサーズ: Dar-ul-Ehsaas）、身寄りのない高齢者センター（エヘサーズ: カッター Ehsaas Kadaa/Great Homes）、児童労働更生学校等の施設運営、低所得者を対象とした教育にかかる条件付現金給付プログラムの実施、障害者を対象とした補装具の供与、低所得者、寡婦、身寄りのない女性、孤児、障害者を対象とした個別資金援助等の事業を担う。資金援助については、家族に1名の障害者がいる場合には年間25,000ルピー、2名以上いる場合は50,000ルピーを提供している。</p>
<p>4</p>	<p>パキスタン貧困削減プログラム (Pakistan Poverty Alleviation Program。以下、「PPAF」) <a href="http://www.ppaf.org.pk/">http://www.ppaf.org.pk/</a></p>	<p>中央政府によって設立された独立行政法人であり2000年から事業を開始した。国内の130パートナー組織とともに130ディストリクトにおける事業実績を有する。貧困削減を目的として、官民連携を促進して複雑に絡み合った貧困課題の解決を目指す。コミュニティレベルのインフラ整備、エネルギー、水、保健医療、教育、生計、防災、災害復興等にかかる事業実施を促進する。対象として障害者に特化しているわけではない。</p>

5	<p>全国地域支援プログラム (National Rural Support Programme: NRSP) <a href="https://nrsp.org.pk/">https://nrsp.org.pk/</a></p>	<p>政府の資金を元手に 1991 年に設立された非営利団体<sup>74</sup>。アウトリーチ活動、職員数、開発活動規模の側面で国内最大の地域支援プログラム。AJK を含む州すべての 72 ディストリクトに、事務所が設置されている。NRSP は 232, 792 の地域組織がカバーする 364 万以上の貧困世帯への支援を実施している。なお、全国レベルの団体である NRSP に対して、4 つの州においてそれぞれ独立した地域支援プログラムが存在しているだけでなく<sup>75</sup>、同様のプログラムは全国に 12 存在しており、これらのプログラムによって、地域支援プログラムネットワーク (Rural Support Programme Network: RSPN) が存在している。</p>
6	<p>パンジャーブ障害者福祉基金 (Punjab Welfare Trust for the Disabled: PWTd) <a href="http://pwtd.org.pk/">http://pwtd.org.pk/</a></p>	<p>パンジャーブ州政府によって 1991 年に設立された政府機関。1997 年に本格的に事業が開始された。選ばれた NGO の強化の約割を担う。現在は、インクルーシブ教育、障害児のアウトリーチ教育プログラム、障害児を対象とした CBR、女性障害者のエンパワメント、職業訓練等の事業を実施している。</p>

出所：各機関ウェブサイト情報を基に調査チームが作成

なお、障害者が公的なサービスを受けるために必要な障害認定証もしくは障害者ロゴの入った CNIC について、保持している者が少ない、それらの存在すら知らない、もしくは、公的なサービスについてすら知らないといった状況があり、国際協力機構 (2011) の報告によれば、調査対象となった障害児者のうち、障害認定証もしくは障害者ロゴの入った CNIC を保持していたのは男性 42%、女性 36%であり、障害の種類によって大きな違い<sup>76</sup>がみられた。また、これらを保持していない障害児者については、聴覚障害、身体障害、知的障害のある人々もしくは家族は認定証やカード自体の存在すら知らないと回答したものが 70%を超えていた<sup>77</sup>。さらに、全戸的な公的サービス提供機関であるパキスタン・ベイト・ウル・マールについて知っているとは回答した障害者は、1,426 名中 339 名であり、全体の 24%に留まっていた。また、ベナジール生計支援プログラムによる評価報告<sup>78</sup>によれば、パキスタン

<sup>74</sup> JICA (2003)

<sup>75</sup> パンジャーブ農村支援プログラム (Punjab Rural Support Programme: PRSP)、シンドゥ農村支援プログラム (Sindh Rural Support Programme: SRSP)、バローチスターン農村支援プログラム (Balochistan Rural Support Programme: BRSP) 並びに、KP 州を対象とした国境地域農村支援プログラム (Sarhad Rural Support Programme: SRSP)、

<sup>76</sup> 身体障害者 61.7%、聴覚障害者 35.3%、視覚障害者 37.1%、知的障害者 21.1%。

<sup>77</sup> 視覚障害者については、独自の視覚障害当事者ネットワークが存在しており、情報が共有されていた。

<sup>78</sup> <https://bisp.gov.pk/SiteImage/Misc/files/10.pdf> (参照 2021-02-01)

における障害者を含む社会保障サービスには低い評価がなされている。

## ⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

### ・バリアフリー

法制度面では、憲法第 26 条において、公共の場へのアクセスについて差別されないことを明記されているものの、障害者に特化した記述は見られず、アクセシビリティには大きな課題がある。パキスタンでは 2005 年の北部地震を機に、バリアフリーにかかる大きな動きがみられる。2006 年当時、国内の障害者関連施策の中心となっていた特別支援教育局<sup>79</sup>によってアクセシビリティ規約（Accessibility Code 2006）が策定された。同規約は、アクセシビリティの確保が NP2002 及び国連アジア太平洋障害者の十年（1993-2002）の優先領域であるとしており、これらの内容に影響を受けている。また、同規約の実施移行のために、2008 年にデザイン・マニュアル・アクセシビリティ・ガイドラインが特別支援教育局によって策定されている<sup>80</sup>。同ガイドラインは H&I 及び半政府組織である PPAF によって製本され関係者に配布された。北部地震の復興支援において、日本社会開発基金（Japan Social and Development Fund: JSDF）を活用した世界銀行による大規模な障害者を対象とした事業がこれら規約及びガイドラインの策定を後押しした。

実施に関しては、連邦政府及び州政府の建物は障害者によってやさしい設計となっていると連邦人権省が報告している<sup>81</sup>。また、主要都市で運営されているメトロ・バスの駅のエレベーター出入口の障害者専用口、段差無しの昇降場、バス内の車いす利用者用スペースの設置等の配慮がなされている。

環境にかかる取り組みに加えて、特別な市民法（Special Citizens (Right to Concessions in Movement) Act）（2009）による、公共・民間交通機関における障害者を対象とした割引、障害者が自動車を輸入する際の免税<sup>82</sup>、視覚障害者のための個人の銀行口座の開設許可と点字小切手の提供と音声対応 ATM の設置、等があげられる<sup>83</sup>。なお、銀行についてはパキスタン国銀行（State Bank of Pakistan）がすべての銀行建物を障害者にとってアクセシブルとするよう 2014 年に回覧を出している<sup>84</sup>。

### ・防災

法制度面では、2010 年制定の国家防災管理法において、社会的弱者のための特別な配慮、援助にかかる差別禁止について言及がなされているが、「障害者」という記述はない。同法の実施移行のための国家防災管理計画（2012-2022）は、国内初の防災計画であり、障害者

<sup>79</sup> 2006 年当時は社会福祉・特別支援教育省の傘下にあったが、現在は人権省の傘下にある。

<sup>80</sup> <http://mohr.gov.pk/SiteImage/Misc/files/briefDisability.pdf>（参照 2021-01-28）

<sup>81</sup> *ibid*

<sup>82</sup> パキスタンにおいては、国内での新車の販売を増加させることを主な目的として、海外からの自動車の輸入に高い関税をかけている。

<sup>83</sup> [https://www.academia.edu/18671564/Review\\_of\\_Pakistan\\_s\\_national\\_policies\\_on\\_special\\_needs\\_education](https://www.academia.edu/18671564/Review_of_Pakistan_s_national_policies_on_special_needs_education)（参照 2021-01-28）

<sup>84</sup> <https://www.sbp.org.pk/cpd/2014/C2.htm>（参照 2021-01-28）

を含む社会的弱者のニーズ対応にかかる記述がみられる。さらに、2013 年策定の国家防災政策においては、発災後の障害者を含む社会的弱者のリハビリテーションに焦点が当てられており、2015 年代 3 回国連防災世界会議における仙台防災枠組み採択以前から防災分野における障害者の配慮について議論がなされていることがわかる。その背景として、STEP が障害インクルーシブ防災ネットワークのアクティブメンバーとなったことを契機に、仙台防災枠組みの障害者にかかる議論に組み込まれることとなった<sup>85</sup>。STEP は同世界会議に参加しており、国内においても障害インクルーシブな防災にかかる研修の実施等の活動を行ってきた。

なお、2005 年に発生したパキスタン北部地震において、少なくとも 650 名が脊髄損傷を負っている。これらの障害者による政府への支援の訴え、被災障害者を支援した Milestone Society for the Special Persons に代表される国内の DPO の活躍<sup>86</sup>が注目されたことが、自然災害支援及び防災関連計画の中に、障害者の声を反映させていく流れにつながっている。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

<p>日本政府</p>	<p>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者社会参加促進プロジェクト（2008-2011）</li> </ul> <p>【技術協力プロジェクト：障害主流化の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術教育改善プロジェクト（2008-2011）</li> </ul> <p>【専門家派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・リハビリテーション（2005）</li> <li>・障害者社会参加促進アドバイザー（2012-2015）</li> <li>・障害者社会参加促進アドバイザー フォローアップ事業（2016）</li> </ul> <p>【研修員受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害関連本邦研修受入実績（1980-2006）は累計 50 名<sup>87</sup></li> <li>・APCD プロジェクトにより実施された研修への参加実績は累計 37 名<sup>88</sup></li> <li>・障害者社会参加促進ハリプールディストリクト行政官能力強化（2014）</li> <li>・KP 州障害者社会参加促進のための政府関係者と障害者の能力強化（2015）</li> <li>・青年研修障害者支援制度コース（2015）</li> <li>・同国別研修フォローアップ事業（2017）</li> <li>・青年研修障害者支援制度コース（2019）</li> </ul> <p>【無償資金協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震復興のためのノン・プロジェクト無償資金協力（2005）</li> </ul>
-------------	--

<sup>85</sup> STEP 代表 Atif Sheikh 氏へのインタビューによる情報

<sup>86</sup> [https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/070915\\_seminar/shafiq.html](https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/070915_seminar/shafiq.html)（参照 2020-12-14）

<sup>87</sup> 主なコースとしては、障害者リーダー、障害者自立生活、障害者スポーツ、リハビリテーション、職業訓練等であった。（<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11966041.pdf>（参照 2021-01-26））

<sup>88</sup> [https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11873262\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11873262_01.pdf)（参照 2021-01-26）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンジャーブ州技術短期大学強化計画（2011-2013）</li> <li>・ポリオ撲滅関連事業（UNICEF 連携）</li> <li>【有償資金協力】</li> <li>・ポリオ撲滅関連事業</li> <li>【草の根技術協力事業】</li> <li>・イスラマバード市・障害者学校建設計画（2011）</li> <li>・パンジャーブ州ファイサラバード市・知的障害児施設拡張計画（2012）</li> <li>・ラホール市における電動車いす活用による重度障害者の自立生活推進事業（2014-2018）</li> <li>・（草の根無償）パキスタン盲人協会機材提供（2018）</li> <li>・ハリプール郡における障害児の教育支援体制構築事業（2019-）（日本 NGO 連携無償資金協力難民を助ける会（Association for Aid and Relief: AAR が実施）</li> <li>【ボランティア事業】</li> <li>・ボランティアチーム派遣震災緊急援助（2006）</li> <li>・ボランティア派遣（1995-2009）</li> </ul> <p>2008 年 1 月までに障害と開発分野に派遣されたボランティアは 48 名<sup>89</sup>。</p>
他ドナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>【二国間援助機関】</li> <li>・ DFID, British High Commission STEP、Sightsavers との連携により、2018 年に障害に関するサミットを開催した。</li> <li>・ GIZ 義肢装具センター設立・強化支援（1981-）</li> <li>・ 欧州連合（European Union） H&amp;I への資金により間接的に障害関連事業を実施している。</li> <li>【国際 NGO】</li> <li>・ CBM UN Women との連携によりコロナショックで家庭内暴力のリスクの高い障害のある少女及び女性に対する支援実施。</li> <li>・ H&amp;I（Humanity &amp; Inclusion） 上記世界銀行の地震後の障害者への地域リハビリテーション支援プロジェクト（2006-2010）を実施した。近年は KP 州において CBR 事業を実施している他、UN Women と連携して女性障害者エンパワメント事業を実施した。</li> </ul>

<sup>89</sup> 内訳は、作業療法士 12 名、理学療法士 11 名、コンピュータ技術 5 名、養護（手工芸 1 名含む）8 名、家政 3 名、竹工芸 2 名、看護師 3 名、木工 2 名、皮革工芸 1 名。（<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11966041.pdf>（参照 2021-01-26））

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Sightsavers                      現地 NGO の CHIP とともに以下の事業を実施した。                      KP 州において視覚障害者の社会的インクルージョンの促進事業 (2005-2009)                      パンジャーブ州において CBR 事業 (2008-2012) 及び (2011-2014)                      KP 州において障害インクルーシブな開発にかかる訓練 (2009-2010)</li> <li>• 国際赤十字社及び国際新月社                      リハビリテーションプログラムの下、経済的エンパワメントイニシアチブ事業を実施。コロナショックにおいて障害者家族 3,400 世帯を対象に資金援助を実施。国際新月社は女性障害者を対象とした車いすの提供をしている。また、震災被災障害者を対象としたリハビリテーション、KP 州ペシャワールの義肢装具センター強化を行ってきた。</li> <li>• 世界銀行                      2005 年北部地震における CBR、自立生活にかかる事業実施 (日本政府資金利用)</li> </ul>
--	---

出所：内閣府障害者白書、内務省 ODA 評価報告書、在パキスタン日本国大使館資料、JICA 障害と開発パンフレット、その他 JICA 関連報告書を基に調査チームが作成。

## 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況<sup>90</sup>

パキスタンにおける CBR 事業の第一期は 1980 年代に始まっており、WHO による医療リハビリテーションを主活動とした事業、UNDP 及び ILO による職業リハビリテーション事業 (1992-)、国連児童基金 (United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」) 及び現地 NGO による障害児教育にかかる事業 (1982-1990)、並びに現地 NGO による単独の事業<sup>91</sup>、等が挙げられる。

第二期は 2005 年のパキスタン北部地震によって脊髄損傷、手足の切断、精神的な障害等を負った人々を対象とした支援事業及びこれに付随して始まった事業であった。同事業は日本政府の社会開発基金による、世界銀行を通じた事業の一環であり、CBR 事業については H&I、自立生活事業は現地 DPO であるマイルストーン、技術協力・補装具提供等を行うなど、複数の団体による総合的な事業<sup>92</sup>であった。また、コミュニティレベルで活動する地域リハビリテーション・ワーカー (Community Rehabilitation Worker。以下、「CRW」) 及び地域 NGO とボランティア、同じくコミュニティレベルの医療機関である BHU、CRW をまとめるフィールド調整員、ディストリクトレベルに設置されたリソース・情報センター、州レベルの医療リハビリテーション機関、中央レベルで CBR 事業を管理する中央管理ユニット及び医療リハビリテーション機関である国立リハビリテーションセンターという、縦方向

<sup>90</sup> 各種国際 NGO (H&I、Sightsavers、Light for the World 等) のウェブサイト及び DPO への聞き取り調査結果参照。

<sup>91</sup> Darakshan 等の NGO

<sup>92</sup> 同事業には青年海外協力隊の派遣実績あり。

の連携が強化された。なお、政府の政策として北部地震翌年に策定された NPA2006 においては、CBR に関する言及がみられ、政策との一致が CBR を後押しした。

北部地震発生の数か月前まで、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」）による CBR 専門家による CBR ワーカー訓練の実施<sup>93</sup>に加えて、同じく JICA の APCD プロジェクトによる自助グループ強化にかかるワークショップ（Capacity Development of Self-Help Organizations of Persons with Disabilities: CDSHOD）がイスラマバードで開催される等、この機会に関連連邦政府機関、DPO、障害者支援団体が集う場が設けられた<sup>94</sup>。また、APCD における CBR に関する研修へのパキスタン関係者の参加、及び、2010 年の WHO による CBR ガイドラインの出版も影響し、障害当事者団体による CBR 事業への関心が一気に高まった。これらを受けて、CBR ガイドラインの作成にも大きく関わった CBM の資金支援により、2012 年にパキスタン地域に根ざしたインクルーシブ開発（Community-Based Inclusive Development Network。以下、「CBID ネットワーク」）が結成され、ここに登録された DPO を主とする団体によってさまざまな CBID 関連事業が実施されている。同ネットワークには、CBR に関係の深い H&I、Sightsavers、Light For the World が参加しており、CBID の促進を後押ししている。現在は国際 NGO の Hands が同ネットワークの事務局運営を支援している。CBR の名称は使用していないものの、JICA が KP 州政府をカウンタパートとして実施した技術協力事業である「障害者社会参加促進プロジェクト（2008-2011）」及び同事業フェーズ 2「障害者社会参加促進アドバイザー（2012-2015）」は、CBR アプローチを採用していた<sup>95</sup>。

各種 CBR 事業においては草の根レベルの人材育成が行われているが、CBR に関する学位が取得できる 2 年間のコースを提供するリハビリテーション科学研究所が存在する。

その他、Light For the World UK による事業として、パンジャーブ州 Jhelum におけるソーシャル・モーバイゼーションにおける障害者の主流化を通じたインクルーシブな地域開発プロジェクトが実施された。同事業は CRPD に沿った形で障害者の権利の促進に焦点を当てていた。地域市民による地域委員会が設置され、委員は障害当事者、障害当事者組織、開発組織、保健・教育・社会福祉等政府関連部局から選出された。同委員会が CBR 実施を支援する事で、保健・教育・生計・レクリエーションにかかる機会への障害者のアクセスが可能となった。

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

パキスタン政府はマラケシュ条約に署名・批准していない。視覚障害当事者団体の全国組織としてパキスタン盲人協会（Pakistan Association of the Blind）があるが、マラケシュ条約

<sup>93</sup> JICA-CBR 専門家業務完了報告書（2005）

<sup>94</sup> [https://libportal.jica.go.jp/library/Data/ProjectHistory/APCD/APCD\\_PhotoGallery.pdf](https://libportal.jica.go.jp/library/Data/ProjectHistory/APCD/APCD_PhotoGallery.pdf)（参照 2021-01-25）

<sup>95</sup> JICA 障害者社会参加促進プロジェクト中間レビュー調査報告書（2010）及び終了時評価報告書（2011）（<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12037883.pdf> 及び <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12080545.pdf>（参照 2021-01-25））

の署名・批准のための政府への活発なアドボカシー活動は見られない。

パキスタンの憲法は、基本的な人権として発言の自由を保障している。また、情報の自由法（The Freedom of Information Ordinance）が2002年に制定されており、同法はすべての国民に対して公的な記録へのアクセスを許可している。この点は、2010年の憲法第18次改訂時に組み込まれた。その他の政策としては、2016年に策定された国家IT（Information and Technology。以下、「IT」）政策があげられる。同政策においては、政府省庁のウェブサイトアクセシブルにするという規定があり、IT省がイニシアチブをとり、促進している。

パキスタンは、文学的及び芸術的著作物の保護に関する最初の国際著作権条約であるベルン条約の加盟国であり、公共の利益となる創造的著作物の著者の権利と特別規定（制限及び例外として知られる）のバランスを取る必要性を認めている。知的財産権制度に基づくパキスタンには、マラケシュ条約のこれらの特別規定を採用するために、1962年著作権法を改定する必要がある。

政府の動きとしては、教育省がアクセシブルな形式とその技術について理解するための予算を確保している。将来的には、国立特別支援教育研究所等の教育機関が書籍にアクセスできるようにし、ディストリクトレベルの機関や図書館とこれを共有する事が期待される。なお、2020年12月にKP州政府が点字出版所開設を発表しているが、同事業はJICAによる技術協力プロジェクトにおいて育成された行政官が立ち上げに関与している<sup>96</sup>。

## 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

パキスタンにおいては2020年2月下旬に6名の感染が報告されて以来、1日の感染者数は日々増加し、6月中旬のピーク時には7千名弱となった。その後、感染者は減少して船名以下に抑えられていたが、10月下旬から感染者が増加し始めて12月初旬には再び3千名を超える値となった。WHOによれば、2021年1月24日時点で新型コロナウイルス感染者累計は530,818名であり、死者数累計は11,247名であった<sup>97</sup>。なお、全国的なロックダウンは4月1日から5月上旬まで実施された。パキスタン政府によって取られた主な制限としては、州・地域ごとにさまざまであるが、外出禁止、都市内・都市間の公共交通機関の停止、公的・私的な場での集いの中止、医療機関の外来病棟の閉鎖、宗教・教育関連機関の閉鎖、ショッピングモール・バザール等の閉鎖、国境の閉鎖、等が挙げられる。国民の支援のためにとられた主な対策は、社会保障としての1,200万世帯を対象としたエヘサース現金支給事業<sup>98</sup>、無償のPCR検査の実施等が挙げられる。なお、パキスタンにおいては2020年3月の流行初期において、国家行動計画（National Action Plan for Corona Virus Disease (COVID-19) Pakistan）<sup>99</sup>を策定している。本調査では、オンライン・アンケート及びインタビュー調査を

<sup>96</sup> 同プロジェクト関係者へのインタビューによる情報。

<sup>97</sup> <https://covid19.who.int/region/emro/country/pk>（参照 2021-01-25）

<sup>98</sup> 1か月当たり80-82米ドルの支給。

（<https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/globalhumanitresponsepncovid19-200510.v1.pdf>（参照 2021-01-25））

<sup>99</sup> 国家行動計画は策定されているが、障害者に関する記述は見られない

[https://app.adpc.net/sites/default/files/public/publications/attachments/National%20Action%20Plan\\_compressed.pdf](https://app.adpc.net/sites/default/files/public/publications/attachments/National%20Action%20Plan_compressed.pdf)（参照 2021-

実施した結果<sup>100</sup>に加えて、パキスタン政府、UN 機関並びに NGO 等のウェブ情報を基に、以下のコロナ禍が障害者にもたらした影響に関する情報について、取りまとめた。

### ① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

パキスタン政府は、低所得の女性を対象とした現金給付であるエヘサース・カファーラト (Ehsaas Kafaalat) プログラムの受給対象を広げる形で、コロナ禍で影響を受ける障害者のいる 200 万世帯に対して月 2,000 ルピー(約 1,300 円)の現金給付を行うことを発表した<sup>101</sup>。低所得層、特に日雇い労働者に対して食事を提供する事業として 2019 年に開始されたエヘサース・ランガル (Ehsaas Langar) 事業<sup>102</sup>は、コロナ禍において移動制限の影響を受けやすい障害者にとって有益な事業である<sup>103</sup>。また、連邦人権省は障害者への新型コロナウイルスによる影響について情報を発信している。パキスタン人権委員会 (Human Rights Commission of Pakistan。以下、「HRCP」) が、パキスタン政府の新型コロナウイルス対策にかかる脆弱層の人権に焦点を当てた調査報告書<sup>104</sup>を 2020 年 7 月に公開している。同報告書は、労働者、女性、宗教マイノリティ、障害者、トランスジェンダー、子ども、学生、医療従事者、という 8 つのグループを対象とした調査である。

### ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

オンライン・アンケート及びインタビュー調査によれば、聴覚障害者にとっては、コロナ禍以前からアクセシブルではなかった状況がさらに悪化しており、視覚障害者にとっては、検査センターにおけるアクセシブルな形式による情報が欠如している。

HRCP の報告書<sup>105</sup>によれば、障害者にとって一番の問題として保健サービスへのアクセスが挙げられている。調査対象者の 81.2%が保健施設、医療機関並びにリハビリテーションセンターへのアクセスに困難が生じたと回答している。

### ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

オンライン・アンケート及びインタビュー調査によれば、聴覚障害者にとって、遠隔教育の取り組みがいくらかなされているが、機器やインターネットへのアクセスが必要となり、また教材がアクセシブルではないために、障害者が教育を受けることができていない。学校

01-26)

<sup>100</sup> 回答があったのは、クロス・ディスアビリティーDPO (Special Persons Development Association) 関係者 1 名、視覚障害 DPO (Pakistan Association of the Blind, Empower Pak) 関係者 2 名、聴覚障害 DPO (Danishkadah) 関係者 1 名、障害者支援団体 (Audio visual inter college for special students Quetta, Special education complex hayatabad Peshawar) 2 機関。

<sup>101</sup> <https://arynews.tv/en/ehsaas-kafaalat-policy-for-special-persons/> (参照 2021-01-25)

<sup>102</sup> 政府と民間組織である Saylani Welfare International Trust との連携の下、エヘサース・プログラムの一つとして開始された事業。全国 112 カ所において食事の提供を行っている。同組織は貧困削減を目的に 1999 年に設立された。

<sup>103</sup> UNDP (2020)

<sup>104</sup> <http://hrcp-web.org/hrcpweb/wp-content/uploads/2020/08/Citizens-Covid19-Government-Pakistans-response-EN.pdf> (参照 2021-01-25)

<sup>105</sup> ibid

は休校と再開を繰り返している。また、視覚障害者はオンライン学習へのアクセスが確保されておらず、困難に直面している。特に、試験や評価において不利となる。また、多くの視覚障害者が、経済的な理由やオンライン学習のための機器や技術の問題から、学習に参加できていない。教育機関の学習システムは画面読み上げソフトウェアに対応していない。他方、視覚障害者教育機関からの回答によれば、オンライン講義、録画講義を、WhatsApp<sup>106</sup>を通して提供している。

国際障害同盟（International Disability Alliance。以下、「IDA」）は以下のような障害当事者の声<sup>107</sup>として、オンライン教育プラットフォームに関しては、障害のある学生が必要な情報にアクセスできず学習する事ができない状況にあり、特に、公立大学のオンラインシステムは配慮がなされていない、と報告している。また、UNDP (2020)の報告<sup>108</sup>においても、パキスタン国内の 63%の世帯はテレビを保有しているが、電力が不安定であり、テレビを保有していない世帯が 36%あることを考慮すれば、Teleschool（Tele-Taleem 及び Taleem Ghar）のような教育的なテレビ放送<sup>109</sup>へのアクセスは、多くの子どもにとってアクセシブルではないとしている。他方で、CBID ネットワークの情報によれば、Teleschool は、休校中において非常に効果的な教育機会となっている<sup>110</sup>。また、UNDP の同報告<sup>111</sup>によれば、新型コロナウイルス国家教育対策計画（Pakistan National Education Response and Resilience Plan for COVID-19）<sup>112</sup>において障害児にかかる配慮について明記されているにも関わらず、これらの児童・生徒に対する継続的な教育は保証されておらず、結果として 88%の障害児（5 歳から 16 歳）が教育活動への参加が困難になっている。

#### ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

オンライン・アンケート及びインタビュー調査によれば、公共バスの運行が停止してしまい、聴覚障害者は自動車の運転を許可されていないため<sup>113</sup>、移動は困難となった。視覚障害者は、適切な社会的距離を維持することができない状況にある。

#### ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

オンライン・アンケート及びインタビュー調査によれば、ロックダウン期間中は、すべて

<sup>106</sup> チャット、音声通話、ビデオ通話機能のついた携帯電話のアプリケーション。

<sup>107</sup> IDA (2020)。機能障害の詳細は不明

<sup>108</sup> UNDP (2020) [https://www.pk.undp.org/content/pakistan/en/home/library/democratic\\_governance/covid-19-and-disaster-vulnerability-in-pakistan--a-human-rights-.html](https://www.pk.undp.org/content/pakistan/en/home/library/democratic_governance/covid-19-and-disaster-vulnerability-in-pakistan--a-human-rights-.html)（参照 2021-02-08）

<sup>109</sup> コロナ禍の学校閉鎖期間中の児童・生徒のための遠隔学習のイニシアチブの一つとして、連邦教育省及びパンジャール州学校教育局によって 2020 年 4 月に開始されたテレビ放送の教育番組であり Tele-Taleem は 1 年生から 12 年生を対象とした全国版、Taleem Ghar は 1 年生から 10 年生を対象としたパンジャール州版である。

（<https://oecdeditoday.com/wp-content/uploads/2020/09/Pakistan-Educational-TV.pdf>（参照 2021-01-29））

<sup>110</sup> <https://www.facebook.com/CBIDNetwork/>（参照 2021-01-29）

<sup>111</sup> Ibid UNDP (2020)

<sup>112</sup> [http://mofept.gov.pk/SiteImage/Misc/files/0\\_%20NERRP%20COVID-19%20MoFEPT%204%20May%202020%20Ver%2001.pdf](http://mofept.gov.pk/SiteImage/Misc/files/0_%20NERRP%20COVID-19%20MoFEPT%204%20May%202020%20Ver%2001.pdf)（参照 2021-02-08）

<sup>113</sup> シンドウ（Sindh）州においては、2019 年に聴覚障害者の運転が許可されているが、他の州では未許可のままである。

の障害者が外出できない状況となり、無収入になったこと、一部の障害者は職を失っており、新たな雇用機会は少ない。障害者だけでなく、一般的には人々<sup>114</sup>は職を失っている点についても回答が得られた。

IDA の報告によると、在宅業務について障害者はデジタル・プラットフォームや IT 機器の利用方法についての訓練及び案内が受けられない状況にあるとしている。また、障害当事者の声として、経済状況はさまざまであり、インターネット接続すら困難な障害者にとって、在宅業務は困難であること、ロックダウンにより物理的に通勤できなくなっている中で、上司が電話・手紙・e-mail に対する返答も得られず、職場の人々とコミュニケーションが取れない状況にある、との回答が得られた。

HRCP の報告書<sup>115</sup>によれば、調査対象者の 44.1% が CNIC を保有していないために一般の配給品を受け取ることができなかつたと回答している。また、36.8% は CNIC を保有しているが障害者のロゴが入ったカードではないために、障害者のために特別に準備された配給品を受け取ることができなかつたと回答している。

## ⑥ 障害者への情報保障に対するコロナショックの影響

オンライン・アンケート及びインタビュー調査によれば、政府は、視覚障害者及び聴覚障害者に対して特別な配慮はしていないこと、聴覚障害者は情報・コミュニケーションへのアクセスへの不足により社会から取り残されている。コロナ禍以前からアクセスが困難であったが、さらに悪化した、との回答が得られた。

IDA 報告によると、多くの障害者が感染予防情報へのアクセス手段を持ち合わせていない。点字による情報、手話による情報、読みやすい情報は利用可能な状態ではなく、ウェブサイトはアクセシブルではない。その他のコミュニケーションに関する問題として、現地語に訳された資料が存在していないという言語の障壁がある。多くの障害者は英語を理解できないため、アクセスできる情報は限られている。また、識字率の低いパキスタンの障害者にとって、読みやすい情報、情報グラフ、動画による情報が必要とされている。

情報へのアクセスの問題は、社会保障サービスへのアクセスにも影響を与えている。政府によって提供される食料、現金、衛生キット並びにその他の支援について、障害者によるアクセスはしばしば限定されたものとなっている。その理由は、障害者が支援を申請するためのオンライン・ポータルにアクセスできないためである。同ポータルは画面読み上げソフトを利用する者にとっても利用しやすい様式ではない。さらにポータル申請できたとしても、現金支給を受けるための銀行口座を持っていないこともある。

なお、その他の影響として、障害のある女性及び少女については、コロナ禍において家庭内暴力の件数が増加していると UN Women パキスタンが報告<sup>116</sup>している。

<sup>114</sup> 質問票への回答では障害者を指しているのか不明。

<sup>115</sup> 質問票への回答では障害者を指しているのか不明。

<sup>116</sup> <https://unfpa.org/en/news-and-events/stories/2020/07/multiple-threats-to-women-and-girls-living-with-disabilities-during-covid-19-in-pakistan> (参照 2021-02-08)

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
All Sanghar Handicap Association (ASHA)	現在シンドゥ州障害者エンパワメント局長として活躍し、国際的な CBR ネットワーク事務局長を務めてきたグループ・ナビ・ニザマニ氏を中心に活動する団体。
Danishkadah	シンドゥ州カラチを拠点として活動する聴覚障害者団体。
Disabled Welfare Association (DWA)	シンドゥ州カラチを中心に活動する身体障害者をメインとした団体。2000 年設立。
Disabled People Development Organization (DPDO)	北部地震（2005）により脊髄損傷を負った当事者により設立された団体。JICA ボランティア事業及び技術協力プロジェクトとの関係が深い。
Independent Organization for Persons with Disabilities (IOPD)	KP 州 Mardan を拠点として活動する団体。
Karakoram Disability Forum (KDF)	GB 地域 Skardu を拠点として活動する団体。
Milestone Society for the Special Persons	パンジャブ州ラホールを中心に、自立生活運動の促進を主活動としている。現代表シャフイーク・ウル・レヘマーン氏はダスキン障害者リーダー元研修生。1993 年設立。
National Forum of Women With Disabilities (NFWWD)	全国の障害のある女性リーダーにより構成されるネットワーク。現代表アビア・アグラム氏は日本との関係が深い。
Nawabshah Disability Forum (NDF)	シンドゥ州 Nawabshah を拠点に活動する団体。
Niaz Disable Organization (NDO)	KP 州部族ディストリクトを拠点に活動する団体。
Movement For Independence of Disabled (MID)	パンジャブ州ラホールを拠点として活動する団体。
Pakistan Association of the Blind (PAB)	視覚障害者の全国組織。1960 年に設立された最も歴史ある団体。
SAAYA Association	イスラマバードを拠点として 2009 年から活動している団体。
Sir Syed Deaf Association	イスラマバードを拠点として活動する聴覚障害者団体。
Special Abilities Development Association (SADA)	KP 州 Lower Dir を拠点として活動する団体。
Special Person Development Association (SPDA)	KP 州ペシャワールを拠点として活動する団体。
Special Talent Exchange Program (STEP)	イスラマバードを拠点として、インクルーシブな開発・教育・スポーツ・防災、雇用斡旋、直接支援等幅広い活動を実施している。現代表 M.アッティフ・シェイク氏は JICA 障害者リーダー研修参加者。1997 年設立。

パキスタンにおいては、国内の DPO ネットワークとして、Disabled Peoples' International (DPI) パキスタンやパキスタン障害フォーラム (Pakistan Disability Forum: PDF) の設立、南アジア地域で 2011 年に設立された南アジア障害フォーラム (South Asia Disability Forum: SADF) への参加がなされたが、特に目立った活動はない<sup>117</sup>。近年、活発な障害関連ネットワークとしては、DPO と障害者支援団体の両者がメンバーとなっているパキスタン CBID ネットワーク (2011 年設立) が存在する。これらのネットワークの設立と強化には、APCD プロジェクトが大きく貢献している<sup>118</sup>。CBID ネットワークは、在パキスタン日本国大使館草の根事業、パキスタンの JICA 関連事業 (技術協力、研修員受け入れ、ボランティア)、APCD プロジェクト、日本の民間セクターによる各種事業 (ダスキン愛の輪基金による障害者リーダー研修等) に深く関連している。

### 3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Association for Aid and Relief (AAR)	日本政府資金によるインクルーシブ教育プロジェクトを KP 州ハリプールディストリクトにおいて実施。
CBM	CBID 関連事業を実施。
Civil society Human and Institutional development Program (CHIP)	Sightsavers と連携して CBR 事業を実施した。
Comprehensive Health and Education Forum (CHEF)	パキスタン政府、APCD 等と連携して、障害のある女性のエンパワメント事業や自助具及び支援機器の提供、等を行った。
Grace Association	GB 地域でインクルーシブ教育事業を実施した。現代表カディーム氏は障害当事者でもある。
HANDS Pakistan	CBID 関連事業を実施。
H&I	DPO 育成・強化、CBID 等、幅広い事業を実施。
Lahore Businessman Association for Rehabilitation of Disabled (LABARD)	パンジャブ州ラホールにおいて職業訓練、雇用斡旋等の事業を実施している。
Light For the World	CBR 関連事業を実施。
Livelihood Center for Disability and Development Program (LCDDP)	経済的エンパワメント、技術訓練、リハビリテーション、インクルーシブ教育等幅広い事業を実施。
Rising Sun Education & Welfare Society	特別支援・インクルーシブ教育学校を運営している。
Pakistan Society for the Welfare of mentally Retarded Children (Ameen Makhtab)	特別支援教育学校を運営している。
Pakistan Poverty Alleviation Program (PPAF)	世界銀行の現地パートナーとして各種事業における障害の主流化促進 (2006 年～) 事業実施。半政府組織。

<sup>117</sup> <https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n391/n391021.html> (参照 2020-12-15)

<sup>118</sup> ibid

Pakistan Society for the Rehabilitation of Disabled (PSRD)	教育・医療・リハビリテーション等のサービスを提供している。
Sightsavers	インクルーシブ教育、CBID 等幅広い事業を実施。

#### 4. 参考資料

- Ahmad R. H., *Review of Pakistan's national policies on special needs education*  
[https://www.academia.edu/18671564/Review\\_of\\_Pakistan\\_s\\_national\\_policies\\_on\\_special\\_needs\\_education](https://www.academia.edu/18671564/Review_of_Pakistan_s_national_policies_on_special_needs_education) (参照2020-12-03)
- Awan M. H. (2005) *Country paper of Pakistan, presented in Asia Pacific International Seminar on Special Education* 6 – 11, November 2005 in Japan,  
[https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/383/d-240\\_17.pdf](https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/383/d-240_17.pdf) (参照 2020-12-03)
- Government of Pakistan (2015) *CRC periodic report* submitted by Government of Pakistan
- Government of Pakistan (2018) *CEDAW periodic report* submitted by Government of Pakistan
- Government of Pakistan (2019) *CRPD initial Report* submitted by Government of Pakistan
- IDA (2020) *Disability rights during the pandemic - A global report on findings of the COVID-19 Disability Rights Monitor*,  
[https://www.internationaldisabilityalliance.org/sites/default/files/disability\\_rights\\_during\\_the\\_pandemic\\_report\\_web\\_pdf\\_1.pdf](https://www.internationaldisabilityalliance.org/sites/default/files/disability_rights_during_the_pandemic_report_web_pdf_1.pdf) (参照 2020-12-14)
- Singal. N. et al (2018) *Identifying disability in household surveys: Evidence on education access and learning for children with disabilities in Pakistan*, Research and Policy Paper, REAL Center, Univ. of Cambridge,  
[https://www.researchgate.net/publication/323377182\\_Identifying\\_disability\\_in\\_household\\_surveys\\_Evidence\\_on\\_education\\_access\\_and\\_learning\\_for\\_children\\_with\\_disabilities\\_in\\_Pakistan](https://www.researchgate.net/publication/323377182_Identifying_disability_in_household_surveys_Evidence_on_education_access_and_learning_for_children_with_disabilities_in_Pakistan) (参照 2020-12-14)
- UNDP (2020) *COVID-19 – Pakistan Socio – Economic Impact Assessment & Response Plan*  
<https://www.undp.org/content/dam/undp/library/covid19/Pakistan%20-%20COVID-19%20Socio-economic%20Impact%20Assessment%20and%20Response%20Plan%201%20May%202020.pdf> (参照 2020-12-14)
- World Bank (2011) *Disability and Poverty in Developing Countries: A Snapshot From the World Health Survey*  
[https://www.researchgate.net/publication/228268488\\_Disability\\_and\\_Poverty\\_in\\_Developing\\_Countries\\_A\\_Snapshot\\_from\\_the\\_World\\_Health\\_Survey](https://www.researchgate.net/publication/228268488_Disability_and_Poverty_in_Developing_Countries_A_Snapshot_from_the_World_Health_Survey) (参照 2020-12-14)
- 池田直人 (2006) 『パキスタンの障害児教育機関の運営主体による特徴と課題』 修士論文, 上越教育大学大学院学校教育研究科  
 障害保健福祉研究情報システム ニュース 2019年9月30日号  
[https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/dinf\\_news/dinf\\_news\\_no18.pdf](https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/dinf_news/dinf_news_no18.pdf) (参照 2020-12-14)
- 在パキスタン日本国大使館草の根人間の安全保障無償資金協力実績  
<https://www.pk.emb-japan.go.jp/JapanPakistanRelations/GGPPProjectsList.pdf> (参照2021-01-25)

吉田美穂（2005）専門家業務完了報告書 JICA専門家（コミュニティ・リハビリテーション）

JICA（2003）『パキスタン国別援助研究会報告書，第 III 部パキスタンに対する援助の実績と評価』[https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/country/2003/pdf/pak\\_01\\_05.pdf](https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/country/2003/pdf/pak_01_05.pdf)（参照 2020-12-14）

JICA（2007）『障害者支援プロジェクト形成調査報告書』  
[https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_117\\_11873262.html](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_117_11873262.html)（参照 2021-01-25）

JICA（2008）『障害者社会参加促進プロジェクト事前調査報告書』  
[https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_117\\_11925435.html](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_117_11925435.html)（参照 2021-01-25）

JICA（2008）『障害者支援分野プログラム化促進調査報告書』  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11966041.pdf>（参照 2021-01-26）

JICA（2010）『障害者社会参加促進プロジェクト中間レビュー調査報告書』  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12037883.pdf>（参照 2021-01-25）

JICA（2011）『障害者社会参加促進プロジェクト障害者実態調査報告書』

JICA（2011）『障害者社会参加促進プロジェクト終了時評価報告書』  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12080545.pdf>（参照2021-01-25）

<ウェブ情報>

Government of Balochistan, Social Welfare, Special Education, Literacy, Non-Formal Education & Human Rights Department

<http://www.swd.balochistan.gov.pk/index.html>（参照2020-12-03）

Government of KP, Zakat Ushr, Social Welfare, Special Education and Women Empowerment Department

<https://swkpk.gov.pk/>（参照2020-12-03）

Government of Pakistan, Benazir Income Support Programme

<https://bisp.gov.pk/index>（参照2020-12-03）

Government of Pakistan, Ehsaas Programme

<https://pass.gov.pk/>（参照2020-12-03）

Government of Pakistan, Ehsaas Programme, Kafaalat

<https://www.pass.gov.pk/Detailf940ad3f-95a3-4c5a-b170-6f5afd423cbe>（参照2020-12-03）

Government of Pakistan, Ehsaas Programme, Ehsaas Langar

<https://www.pass.gov.pk/Detail149923c9-7a8e-466a-952f-3cef069a8b9d>（参照2021-02-08）

Government of Pakistan, Ministry of Human Rights

<http://www.mohr.gov.pk/>（参照2020-12-03）

Government of Pakistan, Ministry of Human Rights, Directorate General of Special Education

<http://www.dgse.gov.pk/html/index.html>（参照2020-12-03）

- Government of Pakistan, Ministry of Human Rights (2020) Report (Aug. 2018-Jul.2020)  
[http://www.mohr.gov.pk/SiteImage/Misc/files/Progress%20Report\\_email%20ready.pdf](http://www.mohr.gov.pk/SiteImage/Misc/files/Progress%20Report_email%20ready.pdf) (参照 2020-12-03)
- Government of Pakistan, Pakistan Bureau of Statistics  
<http://www.pbs.gov.pk/> (参照2020-12-03)
- Government of Pakistan, Pakistan Bureau of Statistics, Population Census  
<http://www.pbs.gov.pk/content/population-census> (参照2020-12-03)
- Government of Pakistan, Pakistan Bureau of Statistics, Data of National Census (1998)  
<http://www.pbs.gov.pk/sites/default/files//tables/DEMOGRAPHIC%20INDICATORS%20-%201998%20CENSUS.pdf> (参照2020-12-03)
- Government of Pakistan, Paksitan Bait-ul-Maal  
<http://www.pbm.gov.pk/> (参照2020-12-03)
- Government of Punjab, Special Education Department  
<https://sed.punjab.gov.pk/> (参照2020-12-03)
- Government of Punjab, Social Welfare Department  
<https://swd.punjab.gov.pk/> (参照2020-12-03)
- Government of Sindh, Department of Empowerment of Persons with Disabilities  
<https://depd.sindh.gov.pk/> (参照2020-12-03)
- Government of Sindh, Social Welfare Department  
<http://swd.sindh.gov.pk/> (参照2020-12-03)
- IDA, website: Stories from Pakistan: the already inadequate services are being cut due to COVID-19  
<https://www.internationaldisabilityalliance.org/covid19-pakistan> (参照 2020-12-03)
- Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, United Nations Treaty Body Status  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=PAK&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=PAK&Lang=EN) (参照 2020-12-03)
- UNDESA (2020) *Policy Brief No. 60 – 88*  
[https://www.un.org/development/desa/dpad/document\\_gem/undesa-policy-brief/](https://www.un.org/development/desa/dpad/document_gem/undesa-policy-brief/) (参照 2020-12-14)
- UNDP (2020) *COVID-19 and Disaster Vulnerability in Pakistan: A Human Rights Based Analysis*  
[https://www.pk.undp.org/content/pakistan/en/home/library/democratic\\_governance/covid-19-and-disaster-vulnerability-in-pakistan--a-human-rights-.html](https://www.pk.undp.org/content/pakistan/en/home/library/democratic_governance/covid-19-and-disaster-vulnerability-in-pakistan--a-human-rights-.html) (参照 2021-02-08)
- WHO (2008) *Country Case Study - PAKISTAN'S LADY HEALTHWORKER PROGRAMME*  
[https://www.who.int/workforcealliance/knowledge/case\\_studies/CS\\_Pakistan\\_web\\_en.pdf?ua=1](https://www.who.int/workforcealliance/knowledge/case_studies/CS_Pakistan_web_en.pdf?ua=1)  
 (参照 2020-12-14)
- 内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2020-12-14)

JICA (2017) すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み

[https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability_and_development.pdf)

(参照 2020-12-14)